

## 【歴史・民俗】

## 上方における尾州廻船の活動と兵庫・大坂

日本福祉大学知多半島総合研究所 教授 高部 淑子

## はじめに

内海船の上方での活動において兵庫が重要な位置を占めることが、これまでの研究で指摘されてきた<sup>(1)</sup>。もちろん、内田佐七家以外の内海船や内海船以外の尾州廻船の実態がしだいに明らかになってきた現在においても、その指摘は有効である。

しかし、兵庫の位置づけ、重要性に関して検討すべき課題も数多く残っている。内田佐七家以外の廻船の活動実態、1航海あるいは1年ではなく多少なりとも長期的な傾向、主要な荷物の買積以外の取引、兵庫で取引をするに至る経緯などが、さらに具体的に検討される必要がある。

廻船に関する研究のなかでは、当然廻船側の論理で航海や取引が考えられてきた。しかし、取引は廻船と湊・商人との関係のなかで成立する。湊・商人にはそれぞれの論理や状況がある。それを踏まえて、廻船と湊・商人の関係を描く必要もあろう。そのなかで各湊の位置づけ、周辺の湊との関係なども明らかになると考える。

とくに、兵庫は大坂と至近距離にある。兵庫の研究においても、兵庫は大坂側の論理に従わざるをえない立場に置かれていたと位置づけられている<sup>(2)</sup>。はたしてそのような位置づけだけでよいのか、具体的に検討する必要があるのではないだろうか。尾州廻船と大坂との関係の検討も十分とはいえない。

以上のような問題関心から、本稿では兵庫を中心として、尾州廻船の上方での活動実態を具体的に検討し、湊や商人の側の状況を組み込みながら、尾州廻船と上方の湊との関係を明らかにしたい。

## 1. 幕末期の尾州廻船の活動と上方

## (1) 内田佐七家住吉丸の場合

内海東端内田佐七家の手船住吉丸の1857年(安政4年)9月から1862年(文久2年)8月までの動きをまとめたのが【表1】である。戎講の参会終了後の8月から翌年7月までが、内田家の基本的な経営年次である。ここでは4年間の動きを追うことで住吉丸の活動の長期的な傾向をとらえたい。

住吉丸が内田佐七家の手船として確認できるのは1856年(安政3年)からである。ただし、内田佐七家の手船になった時期は不明である。その後、1860年(万延元年)に200石積の船として新造されたとされる<sup>(3)</sup>。しかし、【表1】の積荷の量などからもう少し大型の船であった可能性もある。1873年(明治6年)の「一色邨より中須邨迄五十石已上船税取立帳」<sup>(4)</sup>には600石積とある。当該時期には嘉七や藤助が船頭をつとめている。

【表1】からは次のようなことが指摘できる。

① 関東での主要な取引場所は江戸・神奈川・

表 1 内田佐七家住吉丸の取引（安政 4 年 9 月～文久 2 年 8 月）

年月日	買場所	買相手	買商品	年月日	売場所	売相手	売商品	備考						
1	安政4/9/4	兵庫	車屋五兵衛	①南部大豆 550俵+70俵+140俵 森岡大豆70俵 ②森岡大豆337俵	安政4/9/18	河崎	吉屋半□□	森岡大豆298俵						
					安政4/9/22	津	川喜田四郎兵衛	森岡大豆71俵 南部大豆140俵+257俵						
2	安政4/10/11	兵庫	車屋五兵衛	滝谷大豆100俵+100俵 南部大豆733俵 南部蔵大豆100俵 最上小豆108俵	安政4/10/24	四日市	木屋保之助	森岡大豆91俵(100)* 南部大豆385俵(390) 南部大豆344俵(343) 滝谷大豆182俵(200)						
								(兵庫)	津	淀屋	△粕**			
3	安政4/11/25	矢野	住田屋豊吉	一志蔵米420俵+75俵 津米109俵+75俵	安政4/12/15	網代	尾張屋喜兵衛	紀州蔵米 180俵+247俵+55俵 津米46俵+10俵+3俵 紀州米71俵+17俵						
4	安政5/1/ 安政5/2/12	松坂	米屋久兵衛	△一志蔵米330俵	安政5/1/18	木本	藤屋弥次郎	新酒15樽+19樽						
								安政5/2/12	大坂	嶋屋佐右衛門	萬屋文七	越前大豆130俵		
5	安政5/2/16	兵庫	車屋五兵衛	①松前羽糠644丸 ②大村大豆66俵 越前大豆130俵	安政5/3/15	三河松江	福庄蔵	羽糠95丸+150丸+90丸 佐伯粕23俵						
								安政5/3/19	南奥田	三郎兵衛	羽糠53丸 ヅ粕23俵			
											安政5/3/19	上野間	惣兵衛	羽糠100丸
														小鈴谷
											安政5/3/	内海	米屋半六	
								6	安政5/4/9	山田	多田屋亀次郎	塩2500俵	安政5/4/27	三河吉田
安政5/4/27	三河田原	熊野屋庄右衛門	野崎塩113俵											
7	安政5/5/11	兵庫	車屋五兵衛	①佐渡小女子粕105俵 ②南部大豆400俵+162俵+ 240俵+232俵	安政5/6/7	宮	万屋文七	①小女子粕105俵 ②南部蔵大豆304俵						
					安政5/6/	河崎	吉屋半□□	南部大豆500俵+232俵						
8	安政5/7/22	兵庫	車屋五兵衛	肥後大豆240俵 森岡大豆583俵+357俵 老州大豆52俵	安政5/8/21	白子	川合仁平治	森岡大豆400俵+342俵 肥後大豆60俵						
								安政5/8/	宮	万屋文七	老州大豆52俵			
9	安政5/9/	矢野	住田屋豊吉	矢野蔵米500俵	安政5/9/27	兵庫	車屋五兵衛	津蔵米491俵						
					安政5/10/1	赤穂	柴原幾左衛門	白子	川合仁平治	赤穂塩700俵				
10	安政5/9/24	大坂	嶋屋佐右衛門	肥後大豆440俵*	安政5/10/18	津	川喜田四郎兵衛	赤穂塩400俵						
					安政5/10/1	大坂	嶋屋佐右衛門	肥後大豆240俵 肥後大豆200俵						
11	安政5/11/23	坂出	北富庄三郎	塩2500俵	安政5/12/16	亀崎	伊藤孫左衛門	野崎塩656俵+377俵+1456						
					四日市	木屋保之助	野崎塩11俵							
12	安政5/12/18	四日市	木屋保之助	菰野米90俵	木本	藤屋源次郎	津米66俵+20俵							
13	安政6/1/15	木本	藤屋源次郎	杉五分板650束 杉伊丹115丸**	兵庫	車屋五兵衛	杉五分板650束*							
14	安政6/1/26	大坂	嶋屋佐右衛門	△鉄口*	伊勢**									
15	安政6/2/18	兵庫	車屋五兵衛	松前粕100本 松前鰯粕77本	安政6/2/4	白子	川合仁平治	肥後大豆50俵+130俵*						
					安政6/3/	宮	万屋文七	①松前粕51俵+84俵 ②松前粕42俵						
16	安政6/3/29	兵庫	車屋五兵衛	①垂前鰯粕280本 ②魴子粕26俵+26俵+5俵 ③焼酎干粕480俵+320俵	平坂カ	金屋伊三郎	①鰯粕72本+28本 ②松前鰯粕 45本+小俵126俵 ③焼酎粕350俵							
					平坂	鍋屋常蔵	①松前大俵粕92本 ②松前ヅ粕30俵 ③魴子粕93俵 ④焼酎粕450俵							
17	安政6/5/晦	矢野	住田屋豊吉	矢野蔵米100俵	江戸	久住伝吉	矢野蔵米97俵*							
18	江戸	湯浅屋与右衛門	都大豆100俵	南部八戸大豆153俵	吉田	半右衛門	八戸大豆149俵*							
					矢野	住田屋	森岡大豆29俵+84俵*							
19	安政6/9/26	兵庫	車屋五兵衛	△樽丸55	河崎	小林久次郎	盛岡大豆50俵							
					長崎	室津屋儀兵衛他								
20	安政6/10/17	下関	服部蔵次郎他	△昆布	長崎	正木屋扱い								
21	安政6/11/13	津	山本百兵衛	△津御用荷物(木綿・礎)	長崎									
22	安政6/11/28	兵庫	車屋五兵衛	△松前粕100本+97本 宇和粕57俵+41俵+133俵 +12俵 佐伯粕25俵 白梓粕7俵 日向粕44俵 五島粕20俵+81俵	伊藤七右衛門 川辺李右衛門									
								浦賀	松崎屋与兵衛	一志米80俵 一志納米435俵 矢野納米160俵 川奥米124俵				
23	安政6/12/12	矢野	住田屋豊吉	一志蔵米80俵+435俵 矢野川上米124俵+160俵	江戸	米屋房太郎								
					江戸	米屋房太郎								

上方における尾州廻船の活動と兵庫・大坂

			△松の香10駄 △支配米70俵		江戸	中井新右衛門		
24	安政6/12/21	浦賀	宮原屋与右衛門	干鰯(4銘柄)106俵 干鰯(3銘柄)117俵 干鰯(3銘柄)115俵	万延1/1/28	四日市	木屋安之助	①本場干鰯117俵 ②本場干鰯115俵 ③本場干鰯85俵 ④本場干鰯107俵
		浦賀	宮原屋次兵衛	干鰯(6銘柄)84俵 干鰯(5銘柄)107俵				
	安政6/12/23	浦賀	松崎屋与兵衛	△宮清出干鰯72俵+71俵 △幸保出干鰯90俵 △干鰯153俵		津	津郡方	宮次出72俵+72俵 幸保出90俵+153俵
25	万延1/1/28	四日市	木屋保之助	①白米150俵 ②久居55俵 神戸米25俵*	万延1/2/20	伊豆小浦	紺屋忠太夫	津藏米150俵 矢野米25俵 神戸米24俵
	万延1/2/9	矢野	住田屋豊吉	一志米50俵	万延1/2/20	妻良	半田屋安兵衛	①津藏米35俵 ②矢野納米25俵
	万延1/2/	津	川喜田四郎兵衛	津藏米600俵+100俵				
					万延1/3/17	浦賀	松崎屋与兵衛	津佐米550俵 白米150俵
26	万延1/閏3/8	兵庫	車屋五兵衛	越前明り米500俵 豊前藏米150俵+150俵 備前米100俵	万延1/閏3/25	浦賀	松崎屋与兵衛	明り米500俵 豊前米300俵 備前米100俵
27	万延1/閏3/25	浦賀	松崎屋与兵衛	相州小麦124俵	万延1/4/18	兵庫	車屋五兵衛	相州小麦124俵
28	万延1/4/19	兵庫	車屋五兵衛	庄内廻米145俵 庄内金納米370俵	万延1/5/18	伊豆小浦	紺屋忠太夫	庄内米 45俵+255俵+215俵 大藏米40俵+70俵+190俵 筑前米100俵
	万延1/4/19	兵庫	長浜屋吉松 瓜屋清助	①田代米300俵 ②筑後米100俵				
29	万延1/8/28	白子	川合仁平治	亀山藏米400俵 神戸米50俵 神戸藏米250俵	万延1/10/	神奈川	中村三郎兵衛	①矢野藏米350俵 ②亀山藏米50俵 ③沢手仕蔵米11俵
	万延1/9/2	矢野	住田屋豊吉	矢野藏米350俵	万延1/10/	江戸	久住伝吉	亀山藏米400俵 神戸藏米240俵
30	万延1/10/	神奈川	中村三郎兵衛	青柳大豆203俵 下総大豆50俵		白子	川合仁平治	①口切大豆50俵 青柳大豆200俵 下総大豆50俵 ②見世俵6俵*
	万延1/10/5	浦賀	松崎屋与兵衛	免大豆50俵				
	万延1/10/	江戸	栖原久三郎	①東浪見稻70俵 ②小赤ノ稻70俵 ③あら稻25俵+4俵 ④ノ稻65俵		津	川喜田四郎兵衛	青柳大豆3俵
						津	問屋会所	①南部小赤稻69俵 ②難あら稻25俵 ③水戸稻64俵 ④仙台稻47俵 ⑤東浪見稻65俵
		江戸	湯浅屋与右衛門	①稻48俵 ②めどろ稻50俵 ③あら稻100俵+54俵		四日市	木屋保之助	メトロ稻25俵+24俵
						四日市	住田屋秀太郎	仙台あら稻20俵+83俵
31	万延1/10/20	矢野	住田屋豊吉	銅銭47貫文	万延1/11/21	江戸	大坂屋新七	銅銭3540貫250文
		白子	川合仁平治	銅銭560貫文				
		桑名	大黒屋源七	①銅銭330貫文 ②銅銭262貫500文+259貫文+ 365貫750文+1716貫文				
		矢野	矢野会所	△しら玉印酒5駄 神国印酒10駄 △しら玉印酒15駄 ヤ罎印酒16駄 △助六印酒30駄 しら玉印酒10駄		江戸	大善	
						江戸	中井新右衛門	
			淀屋安兵衛	△大吉印茶400樽 △権貫3纏 △藏米625俵		江戸	米屋房太郎	
32	万延1/11/	江戸	喜多村富之助	①ノ稻(6銘柄)57俵 ②ノ稻(3銘柄)51俵 ③ノ稻(6銘柄)57俵 ④ノ稻(5銘柄)55俵 ⑤ノ稻(7銘柄)50俵 ⑥ノ稻(2銘柄)73俵 ⑦ノ稻(2銘柄)53俵	万延1/12/	四日市	木屋保之助	①飯貝根稻57俵 ②水戸稻51俵 ③水戸稻57俵 ④水戸稻55俵 ⑤水戸稻50俵 ⑥飯貝根稻126俵
					万延1/12/	白子	川合仁平治	梅沢大豆30俵 下総大豆72俵
					万延1/12	河崎	小林久次郎	大麦96俵
					文久1/2/1	須佐	佐喜藏	大麦2俵
							源四郎	大麦2俵
			(不明)	銭1330貫文	万延1/12/	四日市	住田屋秀太郎	当百銭1330貫文
33	文久1/1/	大坂	嶋屋佐右衛門	天満種稻2558枚*	文久1/2/	四日市	住田屋秀太郎	①松前稻65本 ②松前稻47本 ③松前稻56本 ④松前稻55本 ⑤松前稻70本 ⑥鱈稻37本 ⑦天満種稻1000枚 ⑧天満種稻1052枚
		兵庫	車屋五兵衛	①天丸新物種稻500枚 ②茅田鱈稻250本 厚田鱈稻100本 鱈稻37本				
						若松	小玉屋弥四郎	①松前ノ稻60本 ②天満種稻500枚 ③天満種稻500枚
	文久1/1/	大坂	丸屋万七**	△酒筵30箇 △酒筵30箇 △酒筵50箇 △酒筵10箇		亀崎	吉田大七	
					亀崎	間瀬佐治平		
					亀崎	竹内甚八		
					亀崎	成田久左衛門		

\*1俵不足

\*内訳：仙台ノ稻・ノ稻・南部小赤稻・水戸稻・東浪見稻・あら稻各1俵

\*兵庫行船賃計上

\*\*嶋屋佐右衛門手合

知多半島の歴史と現在 No. 20

34	文久1/3/	兵庫	車屋五兵衛	△酒筵30箇 ①銅銭85貫300文 ②銭180貫文 ③銭1788貫891文* ④越後米35俵	文久1/4/	亀崎	若宮権七								
			兵庫	車屋理助		銭70貫文	浦賀	松崎屋与兵衛	越後米29俵	*大坂より運賃					
			兵庫	岡本屋徳太郎		銅銭102貫文	江戸	大坂屋新七	①銅銭187貫300文 ②銅銭346貫891文 ③当百銭 1005貫文+670貫文						
兵庫	伊勢屋次兵衛	△(不明)	江戸	(不明)	越後米6俵										
35	文久1/4/	浦賀	松崎屋与兵衛	梅沢大豆80俵	文久1/4/	津	間屋会所	梅沢大豆80俵							
			江戸	久住五左衛門			△干鰯566俵 △ノ粕99俵 △ノ粕204俵	四日市	住田屋秀太郎						
36		兵庫	車屋五兵衛	天保銭1080貫500文	文久1/6/晦	江戸	大坂屋新七	銅銭242貫600文 鉄銭8貫500文							
			兵庫	灘屋作兵衛				天保銭593貫917文	矢野	今村勘左衛門					
37	文久1/6/	多喜浜	塩会所	才田塩3000俵		神奈川	中村三郎兵衛	多喜浜塩3000俵							
38	文久1/7/	神奈川	中村三郎兵衛	①地大豆78俵 ②内海粕 70俵+80俵+100俵(小)	文久1/7/5 文久1/8/4仕切	内海	橋本長六	大豆5俵							
				若松		小玉屋弥太郎	上州大豆75俵								
39	文久1/8/22 文久1/8/20	伊勢長島 河崎	塩間屋清六	銅銭727貫300文	文久1/8/22 文久1/8/20	江戸	大坂屋新七	銅銭2716貫300文 鉄銭7貫976文							
			中西九平治	綱銭 250貫文+50貫文+350貫文丸 太177把+20把											
40	文久1/8/25 文久1/10/ 文久1/10/6 文久1/10/6 文久1/10/6 文久1/10/6 文久1/10/6 文久1/10/11 文久1/10/13 文久1/10/13 文久1/10/12 文久1/10/12 文久1/10/12 文久1/10/12	江戸	徳倉米吉	銅銭361貫776文	文久1/10/ 文久1/10/ 文久1/11/ 文久1/11/ 文久1/11/13 文久1/11/13 文久1/10/11 文久1/10/13 文久1/10/13 文久1/10/12 文久1/10/12 文久1/10/12 文久1/10/12	矢野	今村勘左衛門	内海ノ粕80俵+73俵	*柿崎にて10俵・源 四郎1俵+大泊嘉右 衛門1俵売						
			森川伊兵衛	竹林麦72俵+28俵			矢野	住田屋豊吉		南部八戸ノ粕48俵 竹林麦88俵+25俵+20俵*					
			山北屋兵助	①内海魚油3樽 ②南部しら寸粕17俵 ③南部粕71俵 ④南部粕58俵 ⑤南部粕83俵			四日市	住田屋秀太郎		①南部粕45俵 ②五戸粕65俵+70俵 無印粕65俵 ③魚油91樽 ④内海ノ粕50俵 ⑤内海ノ粕144俵+16俵 ⑥南部ノ粕58俵 ⑦南部ノ粕71俵 ⑧南部ノ粕83俵 ⑨八戸粕100俵 ⑩本庭粕33俵 ⑪飯貝根粕78俵 ⑫飯貝根ノ粕73俵 ⑬白洲粕15俵 ⑭小女子粕2俵					
			栖原久三郎	①八戸粕100俵 ②飯岡大羽粕73俵 ③飯岡粕78俵											
			中村三郎兵衛	①内海魚油61樽 ②内海粕160俵 ③内海粕73俵											
			宮原屋清兵衛	①ノ粕45俵 ②ノ粕48俵 ③ノ粕40俵											
			樋口吉右衛門	ノ粕50俵											
			木屋市兵衛	ノ粕40俵											
			宮原屋利兵衛	ノ粕33俵											
			宮原屋次兵衛	①ノ粕65俵 ②ノ粕70俵 ③ノ粕65俵											
			41	文久1/11/24 文久1/11/24			桑名	大黒屋源七		①菰野米160俵 桑名糯米40俵 ②桑名糯米50俵	文久1/12/17 文久1/12/13	浦賀	松崎屋与兵衛	忍額糯米90俵 菰野糯米160俵	
								勝幡		間屋磯右衛門		天白髪切干126本+238本 割干3箇	江戸	大坂屋新七	
花池	木村忠兵衛	千大根89本			江戸	久住伝吉		矢野蔵古米94俵							
松本文兵衛	天保銭670貫文	四日市			住田屋秀太郎	天保銭335貫文									
42	文久1/12/ 文久1/12/ 文久1/12/12 文久1/12/12 文久1/12/12 文久1/12/12 文久1/12/12 文久1/12/17	江戸	松本文兵衛	天保銭670貫文	文久1/12/ 文久2/3/ 文久2/閏8/19 文久2/閏8/19 文久2/閏8/19	桑名	大黒屋源七	天保銭189貫900文 天保銭327貫500文 天保銭487貫230文 大麦41俵	天保銭とそれ以外 は同一航海と思わ れるが、勘定ノは独 立  *1俵鳥羽売・1俵飯 米へ参入 **元117俵						
			浦賀	松崎屋与兵衛			天保銭670貫文	四日市		住田屋秀太郎	①白切大豆50俵 ②竹林麦38俵* ③仙台大豆115俵** ④久良岐大豆50俵				
			江戸	植村儀兵衛			①大豆80俵 ②竹林麦79俵 ③大麦41俵	高橋藤兵衛		大麦41俵					
			江戸	後藤金兵衛			大豆67俵	四日市		住田屋秀太郎	①白切大豆50俵 ②竹林麦38俵* ③仙台大豆115俵** ④久良岐大豆50俵				
			江戸	栖原久三郎			①南庭小中羽粕71俵 ②青柳大豆70俵	住田屋秀太郎		①竹林麦38俵余 ②上州大豆108俵+81俵 ③九十ノ粕71俵					
			浦賀	松崎屋与兵衛			免大豆100俵 梅沢大豆50俵 地大豆37俵	同人預け							
			43	文久2/3/3 文久2/3/3			四日市	住田屋秀太郎 高須屋作兵衛		美濃小麦49俵 小麦100俵+100俵	文久2/3/29	兵庫	車屋五兵衛	小麦100俵+149俵	
44	文久2/3/25	兵庫	車屋五兵衛	肥前蔵米250俵 豊前蔵米420俵 中国米70俵+80俵	文久2/4/21	浦賀	松崎屋与兵衛	大蔵米250俵 中国米150俵 豊前米380俵+40俵							
45	文久2/4/2 文久2/4/2 文久2/4/2 文久2/4/20 文久2/4/20	江戸	久住五左衛門	①干鰯(4銘柄)96俵 ②干鰯(2銘柄)63俵 ③干鰯(6銘柄)91俵	文久2/5/5 文久2/5/9	紀伊塩津 兵庫	升屋惣四郎	本庭干鰯259俵							
			松本文兵衛	天保銭672貫916文			車屋五兵衛	当百銭3363貫276文							
			大坂屋新七	①天保銭671貫664文 ②天保銭 336貫248文+1682貫812文											
			46	文久2/5/9 文久2/5/4 文久2/5/4 文久2/5/10			兵庫	車屋五兵衛 紀伊塩津 岡本徳太郎		肥前蔵米600俵 ①赤糠100俵 ②傘84箇+26箇+6箇 天ハリ印糠701俵	文久2/5/26 文久2/5/26 文久2/5/23* 文久2/7/2	江戸	大坂屋伝兵衛	①天ハリ印糠701俵 *玉印糠10俵 ②傘115箇 傘1箇	*売は8/15・16 文久1/8~文久2/7:伊 藤作右衛門・森寺文 次郎出新茶合計41 箇(四日市住田屋積 一江戸中条)、酒104
江戸	松本文兵衛	当百銭 1350貫文+1348貫332文	江戸	久住伝吉	大蔵米600俵										
47	文久2/5/26	江戸	松本文兵衛	当百銭 1350貫文+1348貫332文	文久2/7/2	兵庫	車屋五兵衛	当百銭3371貫90文							
48	文久2/7/2 文久2/7/2	兵庫	車屋五兵衛	天ハリ赤糠1000俵	文久2/8/12 文久2/8/12	江戸	栖原三九郎	天ハリ印糠500俵							
			石屋次兵衛	織帆2本+2本			江戸	喜多村富之助		①天ハリ*万印糠500俵					

			棕呂皮53丸 太田芋5丸+5丸			②織帆2箇	駄(→江戸中井・米 房)、庄内蔵米(下り 衛)、干鰯500俵(久 住五左衛門出・登) などを運賃積
		文久2/8/12		江戸	松本文兵衛	棕呂皮26500枚	
		文久2/8/13		江戸	大野屋五左衛門	太田芋9丸+1箇	
		文久2/8/18		浦賀	松崎屋与兵衛	織帆2丸	

\*荷物欄の丸数字は同一の相手であっても仕切が別に作成されていることを示す。丸数字がない場合は1通の仕切で取引を行っている。1通の仕切に同一商品が分割して記されている場合は商品名の重複を避けて各箇条の数量を「+」で表記した。  
 \*年月日・商人名・荷物の表記は原則として史料の記載に従った。ただし商標などは適宜省略した。  
 \*場所はほとんどの場合史料には記載がないので、適宜補った。  
 \*出典：内田佐七家文書「売買仕切帳」94-2(安政4/8～)・100-2(安政5/8～)・111-3(安政6/8～)・115-3(万延1/8～)・138-4(文久1/8～)  
 同「運賃物控帳」111-4(安政6/8～)・115-4(万延1/8～)・138-5(文久1/8～)。なお安政4・5年次には「運賃物控帳」が伝来していない。

浦賀である。

- ②上方での主要な取引場所は兵庫であり、大坂ではほとんど取引が行われていない。
- ③上方と関東を直接結ぶ航海が主流ではなく、伊勢湾と東西双方向を結ぶ航海が多い。
- ④伊勢湾内では、宮（熱田）での取引は少なく、伊勢・知多半島・三河の湊で取引を行っている。
- ⑤回数は少ないが、紀州木本・塩津での取引が確認できる。
- ⑥買積を基本としながらも、運賃積の荷物や御用荷物なども併行して扱っている。
- ⑦主な積荷は大豆・米・塩・魚肥であり、大豆・魚肥は上方・関東から環伊勢湾地域へ、塩は上方から環伊勢湾地域へ、米は環伊勢湾地域から関東へ輸送されている。

①については従来の指摘どおりである。

②については本稿の課題でもあるのでもう少し詳しくみると、大坂では嶋屋佐右衛門との買積・運賃積両方の活動が確認できる以外は、丸屋万七の扱いで酒蕙を運賃積しているのが確認できるだけである。一方、兵庫では主要な取引相手は車屋五兵衛であるが、その他長浜屋吉松・瓜屋清助・車屋理助・岡本屋徳太郎・伊勢屋次兵衛・灘屋作兵衛・石屋次兵衛らとの関係も確認できる。兵庫からは西日本からの米と魚肥、東北・北陸から日本海を経由して輸送されたと思われる大豆・魚肥、その他に糠や銭などが積み出されている。

また、【表1】からは大坂・兵庫間の瀬

取賃が計上される場合があることが指摘できる。つまり、取引相手と荷役場所は必ずしも一致するわけではなく、必要に応じて大坂・兵庫間では荷物を移動させることも珍しいことではなかったと思われる。この点については、後節で再度検討することとしたい。

③④に関して、内海船の場合、関東と上方を直接結び全国物流網の一端を担うイメージが強い。しかし、この住吉丸の事例をみる限り、原料や道具の供給、製品の輸送など環伊勢湾地域の産業との結びつきが強いと考えられる。これが当該船、当該時期の特定のあり方であるのか、内田家の船あるいは内海船の一般的なあり方であるのかは今後検討を要するところである。

大豆や塩はどの地域でも必要とされる物資であるが、とくに環伊勢湾地域では味噌・溜の原料として大量の大豆・塩が必要とされた。嘉永末年ごろの作成と推測される「津々浦々商法記」<sup>(5)</sup>には、次のような記載がある。

【史料1】

参州大ツ入用心得  
 一岡崎南部口 十月分焼正月迄  
 七八月頃分買入  
 一足助白口物 年中焼  
 夏分入用多  
 味噌や七八軒も在  
 年中二六七千俵入用

一新川南部口 年中焼  
 神在 七八千俵入用  
 ミそ屋二軒在

一口に三河といっても岡崎・足助や新川(大浜村の枝郷)・神在(鷺塚村の枝郷)など、地域によって必要とされる大豆の種類・時期・量が異なることを、船手は心得ておく必要があると考えられていた。また、「高浜」の項には岡崎へ販売する大豆は俵直しをする必要があること、「平坂」の項には吉田への南部大豆の瀬取賃が記載されている。また、【表1】で1861年(文久元年)1月の運賃積荷物として大坂の丸屋万七から亀崎の間瀬佐治平などへ酒蕙が運ばれているのも、この地域の醸造業との関わりを示すものである。

環伊勢湾地域との関係では他に、1861年(文久元年)11月の勝幡の間屋磯右衛門、花池の木村忠兵衛との取引が注目される。勝幡・花池の周辺は尾張名産の大根の産地である。大根を細く切って干したものが切干、太く切って干したものが割干である。勝幡は日光川、花池は大江川に面しており、川を利用して桑名方面へ送られた大根を積み込んだものと思われる。

## (2) 瀧田金左衛門家栄周丸の場合

常滑北条の瀧田金左衛門家の手船栄周丸は、1856年(安政3年)越後水原で購入した712石積の船である。栄周丸は瀧田金左衛門家にとって3艘目の船であり、代金495両、さらに修繕に620両をかけた大規模投資であった。瀧田金左衛門家の手船は平均すると1年に4~5回の航海を行い、大半が関東方面への航海であり、上方への航海は1年に1回、年によってはまっ

たく上方へは向かわないということもあった。

瀧田家の場合、1年間の買積取引の記録をまとめた仕切帳は上(西行き)・下(東行き)と売買それぞれについて別個に作成される。つまり、「登売仕切帳」「登買仕切帳」「万売仕切帳」「万買仕切帳」と、1年間で4冊の仕切帳が作られる。しかし、この4点が揃う年次がないので西から東へ向かった航海での売買両方の仕切帳が残存する1863年(文久3年)の取引を、運賃積の手板2点を含めてまとめたのが【表2】である。瀧田家の船は船頭の乗り替わりが頻繁であり、この1863年(文久3年)も9月の航海は儀三郎が、その他の航海は弥太郎が船頭をつとめていた。

【表2】からは、瀧田家の他の船や他の年次と同様、3・5・6・10月は伊勢湾から関東への航海、その間9月に1回上方へ航海をし伊勢湾に戻ってきていることが確認できる。伊勢湾からは米・糠・水油・茶・傘などが関東方面へ運ばれている。上方では兵庫・大坂の両湊で取引があり、西日本の米や関東・東北産の大豆・魚肥が買積で、酒造道具が運賃積で積み込まれている。他の年次の航海では、伊勢湾からは常滑焼・瓦・切干大根が関東へ、上方からは糠が関東へ、大豆・魚肥が伊勢湾へ運ばれていることも確認できる。

【表1】の内田家の場合も【表2】の瀧田家の場合も、上方で積み込む荷物とその行き先についてはほぼ同様の傾向を示しているといえよう。ただし、瀧田家の場合は登りの仕切帳があまり残存しないこともあり、関東あるいは環伊勢湾地域から兵庫・大坂へ運ぶ荷物が判明する史料は乏しい。紀伊半島産出の林産品や小麦などが運ばれ

上方における尾州廻船の活動と兵庫・大坂

表2 瀧田金左衛門家米周丸の取引(文久3年)

	年月日	買場所	買相手	買商品	年月日	売場所	売相手	売商品	備考
1	文久3/3	桑名 四日市	内田忠四郎	蔵米267俵+300俵	文久3/4	江戸	か久住伝吉	①忍蔵米 200俵+100俵+20俵 ②桑名蔵米567俵	
			徳田屋武兵衛	①忍蔵米400俵 ②津佐倉蔵米200俵 ③忍蔵米100俵+20俵			江戸	鹿嶋甚太郎	
		白子	川合仁平治	①亀山蔵米100俵 ②佐倉米100俵		浦賀	江戸屋六兵衛	①大かゝね糠600俵 ②大弥糠300俵 ③江川糠300俵	
		名古屋 名古屋	師崎屋長兵衛 大鐘屋藤七	大弥糠300俵 大かゝね糠600俵 江川糠300俵					
2	文久3/5	桑名	内田忠四郎	①桑名蔵米 500俵+500俵+800俵 ②大垣蔵米400俵 ③金太米150俵 ④大垣蔵列米70俵+30俵	文久3/5	神奈川	中村三郎兵衛	①桑名蔵米1300俵 ②大垣蔵米470俵+30俵 金太米150俵	
						浦賀	江戸屋六兵衛	桑名蔵米500俵	
3	文久3/6	桑名	内田忠四郎	①大垣蔵米1000俵 ②大垣蔵米900俵 ③大垣蔵米600俵	文久3/6	神奈川	中村三郎兵衛	大垣蔵米2500俵	
						浦賀	江戸屋六兵衛	水油20樽	
4	文久3/9	兵庫	車屋五兵衛	①最上大豆143俵 南部大豆86俵 嶋原米300俵 肥前大穀米170俵+130俵 豊前米427俵+1270俵 ②松前樽前粕(3銘柄)700本 ③羽糠50俵	文久3/10	四日市	徳田屋武兵衛	①松前樽前赤大羽粕700本 ②松前樽前赤大羽粕279本 ③南部市川赤大羽粕80本 ④市川赤中羽粕60俵 ⑤市川赤大越永粕60俵	
							名古屋	師崎屋定一 (不明)	
		兵庫	蛤屋太郎兵衛	△酒巻菰10枚60束*1) △酒巻菰30束*1) △酒巻菰30束・縄ほか1箇*1) △酒巻菰60束・縄ほか2箇*2) △酒巻菰20束・かかり1箇*2) △酒巻菰60束・縄ほか2箇*2) △酒巻菰20束*2) △品不明15箇・縄ほか2箇*3) △酒巻菰50束*2) △酒巻菰40束・縄ほか2箇*2) △酒巻菰30束・縄1箇*3) △酒巻菰50束*2) △酒巻菰60束・縄ほか2箇*3)	文久3/10	古場	沢田儀三郎	△酒巻菰600枚	
						古場	沢田儀平次	△酒巻菰30束	
大坂	近江屋猪之吉	①松前樽前粕(2銘柄)280本 ②水戸中羽粕(2銘柄)120俵* 南部市川赤中羽粕60俵 南部市川大越永粕60俵 南部市川赤大羽粕80俵		大谷	盛田弥吉	△酒巻菰30束・横縄ほか1箇 △酒巻菰60束・横縄ほか2箇			
				上野間	大崎藤吉	△酒巻菰20束・かかり1箇			
				上野間	大崎次右衛門	△酒巻菰60束・縄ほか2箇			
				小鈴谷	盛田太助	△酒巻菰20束 △品不明15箇・縄ほか2箇			
						小鈴谷	盛田善作	△酒巻菰50束	
						小鈴谷	盛田久左衛門	△酒巻菰40束・縄ほか2箇 △酒巻菰30束・縄1箇	
						坂井	陸井太右衛門	△酒巻菰50束 △酒巻菰60束・縄ほか2箇	*泉州行瀬取貨計上
5	文久3/10	四日市	徳田屋武兵衛	①忍領蔵米1900俵+50俵 ②白米50俵 △傘4箱・5箇*1) △傘21箇*1) △傘7箇*2) △傘5箇*3) △小傘3箇・曇糸1箇*3) △文庫40箇*4) △操綿20本*5) △正喜20箇・花桶20箇*6) △正喜50箇*6) △新茶9箇(上口出)+16箇+(上治出)+30箇(天籬出)+4箇・2本・39蓋(川順出)	文久3/10	神奈川	中村三郎兵衛	忍蔵米1950俵	
						浦賀	江戸屋六兵衛	新白米50俵	
					文久3/11	江戸	万屋長兵衛	△傘4箱・5箇	この手板は柴屋仁右衛門宛 *1)鯛屋佐助出 *2)粕屋久七出 *3)粕屋久七出 *4)吉高屋彦介出 *5)栴伊出 *6)三吉屋幸右衛門出 *7)中村三郎兵衛上げ *8)古木屋甚吉行
					江戸	万屋吉兵衛	△傘21箇		
					江戸	大坂屋伝兵衛	△傘7箇		
					江戸	清水九兵衛	△傘5箇		
					江戸	乾善太郎	△小傘3箇・曇糸1箇		
					浦賀	野間屋大兵衛	△文庫40箇		
					横浜	高須屋清兵衛			
					横浜	高井屋吉兵衛	△操綿20本		
					神奈川	中村三郎兵衛	△正喜20箇・花桶20箇		
					横浜	口河屋茂兵衛	△正喜50箇*7)		
					神奈川	中村三郎兵衛	△新茶9箇+16箇+30箇+4箇・2本・39蓋*8)		
	桑名	佐藤孫右衛門	△水油60樽 △水油30樽 △水油10樽 △水油10樽 △水油10樽 △魚鱈10樽(津屋伊兵衛出)	文久3/11	江戸	栴屋平治郎	△水油60樽		
江戸					駿川屋喜太郎	△水油30樽			
江戸					絹川屋新三郎	△水油10樽			
江戸					川喜田菊三郎	△水油10樽			
江戸					大坂屋孫太郎	△水油10樽			
江戸					小林屋平次郎	△魚鱈10樽			

\*表記については【表1】と同じ。

\*出典：瀧田金左衛門家文書 「万売仕切帳」3-17「万買仕切帳」6-24「米周丸儀三郎船荷物積手板」5-8-29-1「尾州常滑瀧田弥太郎船積手板」5-8-36-8  
なお、文久3年10月付の手板がこの他に2点あるが、すべて木綿・棧留満額であったため省略した。3・5・6月航海時の手板は残存していない。

ていることは確認できるが、帰り荷に比べれば少量である。兵庫・大坂へは空船に近い状態で向かい、適当あるいは必要と判断した荷物を買積・運賃積いずれかの方法で積んでくるのが一般的であった可能性もある。尾州廻船にとっての両湊の位置づけを考える上で登りの航海はさらなる検討を要する点であろう。

## 2. 尾州廻船と大坂

### (1) 尾州廻船の上方への進出

知多半島の船は伊勢湾内、さらに東は浜名湖付近、西は紀伊半島東側あたりを航海範囲として古くから活動してきたと考えられている<sup>(6)</sup>。そして、熊野灘までの航海から、しだいに距離を延ばして大坂方面へ航海するようになった。その比較的早い時点での西方面への航海を示す史料として、常滑津右衛門船の1730年（享保15年）の往来手形と1738年（元文3年）の浦手形がある<sup>(7)</sup>。1738年（元文3年）に赤穂に隣接した坂越で塩を積んだ船主兼船頭津右衛門の船は、出帆のタイミングを見計らっていたところ暴風雨に遭い座礁したのである。この船は12反帆、7人乗であるので300石積程度の船であったと思われる。

尾張藩の廻船惣庄屋をつとめる中村権右衛門が船役銀の徴収を認められたのが1690年（元禄3年）、その年の廻船数は「知多郡廻船」102艘、「名古屋廻船」38艘であった。翌年には「知多郡廻船」117艘、「名古屋白鳥廻船」41艘となり、1716年（享保元年）には若干船数は減少して「知多郡廻船」94艘、「名古屋白鳥廻船」31艘となっている<sup>(8)</sup>。この「名古屋廻船」「名古屋白鳥廻船」とは、白鳥から材木を運ぶことを

第一の目的に名古屋・熱田の廻船問屋に組織された廻船と考えられる。それに対して「知多郡廻船」は知多郡に船主が居住し、名古屋・熱田の廻船問屋の制約を受けずに活動した廻船と考えられる。

1716年（享保元年）の船役銀徴収について、後年中村権右衛門は次のように記している。

#### 【史料2】<sup>(9)</sup>

一百式拾五艘

入石五百式拾石位以下三百五拾石位迄  
水主人数十人乗七人乗五人乗組

但、此時水主壱人ニ付六分ツ、取立、廻船大小水主人數惣數鎔七人乗之積リニして、壱艘ニ付壱上下ニ四匁分ツ、年内五上下ニ鎔ニして壱艘ニ付式拾壱匁也、右船數百式拾五艘取立銀高メ式貫六百式拾五匁也、此金四拾三兩三分也

つまり、18世紀初めごろの船は石数にして350石から525石まで、乗組員は5～10名であった。平均をとって7人乗・年間5航海として船役銀を徴収したというのである。先にみた津右衛門の船はちょうど平均的な船にあたる。

さらに、中村権右衛門は次のようにも述べている。

#### 【史料3】<sup>(10)</sup>

往古合力金取立江戸廻船計り取立候哉、其外一流廻船を取立候哉之儀被為遊御尋、則左ニ奉申上候

一元禄年中之頃惣体船々小ク木船類八九拾石入ニ而御座候、塩船類者廻船之内ニ御座候、其頃者江戸廻船・大坂廻船・自分売



買之船と申境者無御座、廻船仲満入用役相勤候船者一流御用荷物等積請候趣ニ御座候

一大坂廻船与申ハ、大坂表淡路屋利右衛門方之船計リニ而、御国之船者通ひ不申、近キ頃大坂表ニ而敷金いたし、御国之船大坂通ひニ相成申候付、是よりも合力金請取申候、勿論大坂廻船問屋之書付等所持仕居申候

一江戸廻船之儀相分り候者、享保貳酉年船々仲満入用役を断、夫之諸国廻船と相成申ニ付、其砌合力金等断申候故、正徳之頃相極置候水主人數割付、合力金村方庄屋之取立受取申候、其後諸国廻船追々持絶多、漸々と常滑村・小野浦村ニ而十五艘程ニ相成、祖父代ニ船々困窮ニ付合力金断申候由ニ御座候

但、廻船引分り候節船數

江戸廻船五十艘

諸国廻船六十七艘

一元禄年中之享保之頃迄廻船之外木船類者漸々八九拾石入之船計リニ相見申候、諸国廻船と相分り候節之船數六拾七艘有之候趣ニ相見申候、江戸廻船共兩様ニ而都合百拾七艘程ニ御座候

右之趣ニ而一流廻船分者取立候儀ニ御座候処、前に申上候水主人數割付ニいたし出船毎ニ取立候故、御地堀川江入候而も四軒問屋之外へ入候船々ハ、自然と合力金出シ不申様ニ相成申候、往古御証文被下置候砌者廻船一流取立候儀相違無御座候右之通往古書附帳面等見合候処、如此ニ相違無御座候、以上

亥十二月

【史料 3】は合力金の徴収方法に関して、1791年（寛政 3 年）12月に中村権右衛門

から出された返答書である。これによれば、元禄～享保期には塩船を除く船の多くは 80～90 石積程度の小さい船で、江戸廻船・大坂廻船・「自分売買之船」はいずれも御用荷物の運送など諸役をつとめていたこと、大坂廻船は大坂の廻船問屋淡路屋利右衛門の持船であり、尾張の船が大坂へ運航することはなかったが、近年大坂で敷金を納めて大坂へ航海する船が出現したこと、1717年（享保 2 年）江戸廻船の中から諸国廻船が分離したこと、分離時には江戸廻船 50 艘・諸国廻船 67 艘であったこと、その後諸国廻船が常滑・小野浦の 15 艘程に減少したことなどがわかる。

江戸廻船・諸国廻船分離時の 117 艘は、先にみた 1691 年（元禄 4 年）の「知多郡廻船」の船数と合致する。大坂通いの船がなかったという記述から、この「知多郡廻船」が江戸廻船として活動していたのが、1717 年（享保 2 年）に江戸廻船・諸国廻船に分離したのであろう。ただし、1716 年（享保元年）の船数とは一致しないので、年代や事実関係に多少の誤りが含まれている可能性がある。

【史料 3】からは、17 世紀末には尾張の廻船には、江戸廻船・大坂廻船・「自分売買之船」という区別があったことがわかる。江戸廻船は、名古屋・江戸間を往復する船であり、名古屋の江戸廻船問屋 4 軒の差配を受けていた。大坂廻船は名古屋・大坂間を往復する船であるが、大坂では尾張問屋（尾張の船を扱う廻船問屋）、伊勢湾側では大坂登り廻船問屋（熱田）・大坂下り廻船問屋（名古屋）の差配を受けた。この三者の間では大坂の尾張問屋が主導権を持っていたものと思われる。「自分売買之船」は江戸廻船としても大坂廻船としても

掌握されず、ある意味自由に航海・取引を行っていた船と考えられる。

大坂廻船に関しては2条目で、本来大坂の淡路屋利右衛門の船だけが大坂・名古屋を結ぶ船として運航していたところ、18世紀半ばを過ぎて尾張の廻船が大坂廻船として大坂へ運航するようになったと述べられている<sup>(11)</sup>。

これらの状況から、17世紀末ごろから150艘ほどあった尾張国内の廻船は、尾張藩との関係のなかでは廻船惣庄屋のもとに掌握され、船役銀・合金やその他の諸役を賦課されるようになったことがわかる。それと併行して、大坂・兵庫さらに西方面へ航海する船が増え始めたことが推測される。その中には大坂廻船として掌握される船もあったが、「自分売買之船」として自由な経済活動を展開する船もあったと思われる。1786年(天明6年)大坂の住吉大社に奉納された「内海廻船講中」の常夜灯はその一端を示している。

## (2) 湊としての大坂

大坂の湊は安治川と木津川の河口部にあたり、土砂が堆積して水深が不足しがちなことが湊としての問題点であった。また、江戸への物資供給地として幕府から位置づけられていたため、二十四組江戸積問屋を中核とする物流システムが形成され、経済活動上の制約も多かった。

大坂は兵庫と同様に、西日本や北陸・東北で産出される物資の集積地であった。しかし、【表1】をみると、この時期の内田家住吉丸の大坂での取引は嶋屋佐右衛門から佐伯粕・肥後大豆・天満種粕を買い入れ、丸屋万七から酒蕨を運賃積しているだけである。他の時期、内田佐七家の他の手船で

も、升屋卯兵衛などとの取引は確認できるが、その頻度は高くない。むしろ、大津屋権右衛門、富田屋儀助、顕屋大治郎などの手板が数多く伝来している。また、柴屋(白藤)嘉助のように、取引はほとんど確認できないが米をはじめとする商況を報知してくる相手が複数確認できる。

前にもみた「津々浦々商法記」<sup>(12)</sup>の大坂の項には、米・半紙・櫛・蠟・薬種などについて詳細な記載があるが、売買の口銭が記されている商品は、胡麻・魚油・相物類・材木板類(以上、売口銭)・綿(買口銭)のみである。一方、「伊勢行運賃」が記される商品は、紙屑・大島砂糖・青蕨・蠟・鉄・銑・とたん銅錫鉛・半紙・切素麵・鯉節・佐渡烏賊・数の子・乾細魚・田作り・玉子・鱸・藍玉・昆布・塩魚類・砂糖蜜・実綿と実に多種多様である。

戎講の評議留<sup>(13)</sup>から大坂・兵庫関係の記載を抜き出したのが【表3】である。この【表3】から、戎講にとって大坂での窓口となるのは嶋屋佐右衛門と升屋卯兵衛であり、上荷宿が1823年(文政6年)に播磨屋孫三郎から塩飽屋清兵衛に変更されていることがわかる。川入賃や合金などを除けば、大部分が運賃積に関する記事であることもわかる。綿・蠟・紙屑など「津々浦々商法記」でも伊勢行の運賃積荷物としてあげられている荷物である。

これらのことから、取引という点でみると、【表2】にあるように大坂で尾州廻船は蝦夷地・東北産の魚肥を買い付けることはあったが回数も少なく、尾州廻船にとって大坂が買積の取引場所として重要な位置を占めることはなかった。むしろ、物資の集積地として多様な荷物を調達して運賃積をする場所として機能していたと考えられ

表 3 戎講評議留にみる大坂・兵庫

年次	関係地域	内容
文化 6 年	摂津兵庫	渡海屋内の入組の件→佐助・嘉助勘定書を以て内海へ来るよう通知
文化 6 年	紀伊尾鷲・木之本／摂津大坂	大坂荷物為替付戻り手形の節の利足不取締につき通知
文化 6 年	摂津大坂	平野屋太兵衛・利兵衛に対し、名古屋運賃綿について正金半分・米札半分では不承知、名古屋両問屋河岸改運賃は正金に限定と通知
文化 8 年	摂津大坂	大坂川口水尾棹川入賃（出船時）200 文
文政 2 年	摂津大坂	諸荷物為替金、銀高に 3 分宛、鉄は 1 束につき金 1 分
文政 2 年	摂津大坂	大坂の間屋にて運賃荷物積入の際は口銭 3 分渡す
文政 4 年	摂津大坂・兵庫	大坂・兵庫の間屋へ買物注文時の割合
文政 6 年	摂津大坂	平野屋太兵衛より手代甚八来訪、送り荷物目欠・濡れなどの取締を依頼→下側の船と評定の上げ再決定
文政 6 年	摂津大坂	上荷宿を播磨屋孫三郎から塩飽屋清兵衛へ変更、浜親父役堺屋長七ほかよりの要請による、塩飽屋へ川入の節 200 文ずつ祝儀
文政 6 年	摂津大坂／尾張名古屋	参会への見舞、大坂嶋佐・吹豊・孫八・田利・大坂平太・（大坂）塩飽屋清兵衛・（名古屋）清水屋弥吉
文政 8 年	摂津大坂	大坂嶋屋佐右衛門方へ、内海を名乗り阿波藤吉船入船、運賃荷物積入、今後心得違いなきよう書状を出す
文政 8 年	摂津兵庫	中須九郎兵衛船、兵庫渡海屋が不締まりであるため雑喉屋徳左衛門方で穀物取引、渡海屋よりクレームがあり評議の結果渡海屋での取引を中須彦九郎方へ申入
文政 9 年	紀伊木之本／摂津大坂	木の本から大坂行荷物のうち長堀難忠・木之嘉・錢兵の手形不渡りのため木の本の間屋へ為替取組をしないよう依頼、為替でなければ荷物は差支なく輸送
文政 9 年	摂津大坂	大坂での蔵米積入の際、米質にばらつきがあり俵の扱いの良し悪しもあり、尾張船は俵の扱いが悪いとの評判、船に荷物の取扱ほかを徹底
文政 9 年	摂津大坂	大坂運賃荷物、入船順に仕立、為替付の場合は先に入船した船と相談して見計らい、荷主から船へ分割して積む場合は順番は不問
文政 9 年	摂津大坂	紙屑の運賃荷物の運賃を勝手に引き下げるとは禁止、空船で塩場へ行き紙屑を積み入れる場合は先着の船と相談しその時の見計らい
文政 9 年	摂津大坂	塩飽屋清兵衛から分家のため人手不足との相談→川入はこれまでどおり塩飽屋が出張して差図、荷役は人手が不足ならばその時に船頭と相談
文政 9 年	摂津大坂	大坂板問屋難忠ほか 2 軒へ懸合、これまでどおり為替取り組むよう書状到来
文政 10 年	大坂摂津	塩飽屋清兵衛から沖への通船大破のため相談、造り替えなら 700 匁、修繕なら 100 匁必要→作事が妥当と判断、惣掛にて 100 匁（升字立替）（書状案文あり）
文政 12 年	紀伊木本・尾鷲／摂津大坂・兵庫	木之本登り荷物、兵庫伊勢松・大坂木之嘉・大坂福源の為替渡り方不締まりのため積み方断り、尾鷲へも同様
文政 12 年	摂津大坂	小松屋嘉兵衛が不筋の宿をしているとの風聞→今後取引停止
天保元年	摂津兵庫	伊勢松代弥九郎来訪、木之本荷物積み方差し止めにつき詫び→差し止め解除
天保元年	摂津大坂	小松屋嘉兵衛から米屋平兵衛を仲介として取引願→取引停止解除
天保 2 年	摂津大坂	嶋屋佐右衛門・升屋卯兵衛への書状控：富田利八附属荷物 64 匁割にては不引合のため今後仲間一統積方断り
天保 2 年	摂津大坂	蠟運賃見送り
天保 2 年	摂津大坂	大坂菱垣荷積頼みの事（評議結果不明）

天保 3 年	摂津大坂	升屋宇兵衛・嶋屋佐右衛門への書状控：兵庫米・大豆積方、富田屋利八行荷物積方差留、塩飽屋通船造作、大坂にて運賃積荷物仕立口銭・戻り歩変更、大坂茶船賃（嶋屋らからの返答書写あり）
天保 4 年	摂津大坂	大坂伊丹屋重郎右衛門・住吉御師よりの要請につき住吉様家根替に各 1 両寄進
天保 4 年	摂津大坂	大坂番取はこれまで前垂島だったところ三番に決定
天保 4 年	摂津大坂	大口川口九左衛門付大坂下り荷物運賃不渡りにつき積入断り、升屋・島屋へ通知
天保 4 年	摂津大坂	東端与八船大坂運賃綿抜積につき仲間帳外にすべきところ久村兵四郎ほか仲裁にて大坂下り荷物買積・運賃積 1 年停止
天保 4 年	摂津大坂	升屋卯兵衛・嶋屋佐右衛門への書状控：大口川口九左衛門一件、綿積船順番、与八船一件
天保 5 年	摂津大坂	東端与八船大坂積出荷物差止解除
天保 5 年	摂津大坂	大坂両問屋より大坂堂高米買口要請、天保 3 年兵庫表での買入禁止のところ船手不都合のため当会合にて先年とおりの買入先自由と決定
天保 6 年	摂津大坂	塩飽屋清兵衛川口普請のため 300 匁手伝い仰付→評議の上銀 200 匁遣すと決定
天保 7 年	摂津大坂	塩飽屋清兵衛よりの書状写：川浚え冥加金受取
天保 7 年	摂津大坂	升屋卯兵衛・嶋屋佐右衛門よりの書状写：喜八が喜兵衛と改名し別宅、雑穀引合、返答書案あり、下関川崎屋孫右衛門・大紺屋貞兵衛への書状同送
天保 7 年	摂津大坂	嶋屋佐右衛門への書状控：順吉丸中村幸吉船、戒講へは不加入
天保 7 年	摂津大坂／ 紀伊塩津	升屋宇兵衛、升屋惣四郎より酒料 200 疋
天保 11 年	摂津兵庫	渡海屋善左衛門客廻りに来訪、酒切手 1 斗
弘化 2 年	摂津大坂	塩飽屋清兵衛へ 3 両合力
嘉永元年	摂津大坂・ 兵庫	大坂両問屋より兵庫長浜屋吉松が替積請合一札留め状
嘉永元年	摂津大坂	塩飽屋清兵衛家普請のため 2 分ずつ借用願→船手不引合の時節柄につき断り
嘉永 2 年	摂津兵庫	柴屋作兵衛より金 100 疋
嘉永 2 年	摂津大坂・ 兵庫／江戸	柴屋仁右衛門よりの書状写：兵庫・大坂積江戸行運賃積荷物不渡りのため嶋原米・柳川蠟燭など積入差止
嘉永 3 年	摂津兵庫	柴屋作兵衛より酒料 100 疋、白子久住五左衛門よりの添状にて取引依頼
嘉永 4 年	摂津兵庫	柴屋作兵衛より金 100 疋
嘉永 5 年	摂津兵庫	柴屋伊左衛門より金 100 疋
嘉永 5 年	摂津兵庫	車屋五兵衛よりの書状写：和田岬篝火常灯設置につき指示願→参会後到着のため評議せず
嘉永 5 年	摂津大坂	塩飽屋清兵衛への書状控：合力断り
嘉永 6 年	摂津兵庫	柴屋伊左衛門より金 100 疋
嘉永 6 年	摂津兵庫	車屋五兵衛よりの書状写：和田岬常夜灯普請取掛につき助力願
安政元年	摂津兵庫	柴屋伊左衛門より金 1 分
安政 2 年	摂津大坂	嶋屋差右衛門・升屋卯兵衛への書状控：為替付運賃積荷物の為替手形に荷物員数記入しては不都合のため手形書式統一依頼
安政 3 年	摂津大坂	升屋栄助より金 100 疋
安政 3 年	摂津兵庫	柴屋伊左衛門より卯年分金 100 疋
安政 4 年	摂津兵庫	柴屋伊左衛門より金 100 疋
安政 4 年	摂津大坂	升屋栄助より金 100 疋
安政 6 年	摂津神戸	升屋新八郎より金 100 疋
安政 6 年	摂津兵庫	柴屋伊左衛門より午年分金 100 疋

\* 出典：東端戎講文書「蛭子講参会之覚」(冊 1)・「戎講諸事控」(冊 7)・「他国出ス書状之写并ニ評儀留」(冊 17)・「年々記録留」(冊 74)

る<sup>(14)</sup>。

だからといって尾州廻船にとって大坂が重要な湊でなかったというわけではない。大坂は各藩の蔵米が集結する場所であり、この蔵米の処理は米ひいては諸品の相場に直結していた。

【史料 4】<sup>(15)</sup>

任幸便啓上仕候、時分柄御家内様御揃益御勇剛可被遊御座、乍憚珍重之御儀ニ奉存候、然者米之義

大津沢米 百廿壺匁

兵庫庄内米百十四匁

都而近国近在安直より五七匁方人氣持直し申候、此元先月難波蔵御払且者ひ後・中国・筑前・古ひ前肥後等之御払米諸人氣ニなく、左候而麦作生立宜敷、旁々素人方注文問や々々無茶ニうり出し散々下落、尤当月ニ入中国・筑前等御払有之後、無何と人氣持直し、尤有米無少ハ勿論猶諸蔵当前勘定甚淋敷候様子、何れ行々大併場も可有之哉、乍去今日杯者正帳合共利有筋少しもうりのき行留り候得共、以今素人方端うり多く、殊ニ市中搗米や衆も日用物仮出し多く、尤北国舟先キ無理不成候得共、金沢廿四日出之文面ニ而者納や物不多様子ニ相聞え候、左候而者算当かけ、此正米かい方外無之姿御座候、宜敷御尊考被遊可被下候、猶替義候ハ、早々御注進奉申上候、先者乱文ニて申上度、恐々謹言

三月十五日

文蔵

御旦那様尊下

今日者中国・ひ後三百五十違相成申候

【史料 4】は内海西端の日比平七家に宛てて大坂の境屋文蔵という人物が出した書状である。これによれば肥後・筑前など西

日本の蔵米が払われることによって大坂の米相場が左右されていることがわかる。米相場はあらゆる商品の基礎となる相場であるので、どこで取引をしようとも廻船にとっては重要な情報であった。また、「金沢廿四日出之文面」とあるように、大坂へ荷物を送る西日本や北陸などからの情報が蓄積されるのも大坂であった。柴屋嘉助のように取引はあまり確認できないけれども商況を知らせる書状が多数送られてくる商人が存在するのは、まさに大坂の情報を重要視していたことを示すものであろう。

また、大坂より東に拠点を構える尾州廻船にとっては、上方方面への書状や金銭は大坂へ送るのが好都合であった。

【史料 5】<sup>(16)</sup>

一筆啓上仕候、冷氣御座候処、先以其御地益御勇健被遊御座候、珍重之御儀奉存候、然者先書ヲ以御願奉申上候目録尻為御登方奉申上候処、相達し御承引被成下与奉存候、右目録尻之内則左ニ

一金百卅両也

徳田屋武兵衛殿

内嫌金式分戻り

右之通鴻池伊助殿へ無事着慥ニ記帳仕候間、此段御休意思召可被成下候、跡金之儀最早飛脚へ御差出し被成下哉与奉存候得共、未夕着不仕候、先書ニも奉申上候通り、金相庭大下落ニ而困入申候、何卒金子早着可仕候様御取計可被成下候、此段伏而奉頼上候

一当津米之儀西北国七十艘計入舟相嵩不人氣御座候処、北風方金取引の商内不仕、銀手形ニ而者商内可仕一統差支之儀も在之、駈合中ニ而兩三日商内無之、白眼合御座候、其外左候ハ、肥しものも同様之儀ニ御座候、則相庭見当而已奉申上候、

先ハ右之段申上度如此御座候、恐々謹言  
 十月四日 車屋五兵衛  
 瀧田儀三郎様  
 貴下

【史料 5】は1863年(文久3年)に兵庫の車屋五兵衛が瀧田家の船頭瀧田儀三郎に宛てた書状である。これによれば、四日市の徳田屋武兵衛から兵庫の車屋五兵衛に送る130両の金子は大坂の鴻池伊助を経由して届けられていることがわかる。船宛での書状も兵庫などに直接送られることもあったが、大坂の懇意の商人に送りそこから転送されていることも数多く確認される。

大坂までは東海道を往来する定飛脚のシステムが整備されていて、書状や金銭を直接届けることが容易であった。船が瀬戸内方面や紀伊水道方面へ移動する可能性があることも考えれば、最も便利な大坂を情報・金融のターミナルと位置づけることは、尾州廻船にとって活動を円滑に行う上での条件であったといえよう。

### 3. 尾州廻船と兵庫

#### (1) 兵庫の成り立ちと尾州廻船

兵庫は湊川から和田岬へかけて南西に湾曲する沿岸部に位置する。湊に入る廻船の荷物を直接扱うのは、さまざまな商品を総合的に扱う権利のある「諸問屋」と北前船の積荷を扱う「北国積物問屋」が原則であった。尾州廻船の場合は当然「諸問屋」と取引を行うことになる。その他、諸問屋が扱った荷物を買い取り兵庫やその周辺に販売する商人の仲間として「米穀物仲買」「干鰯仲買」があった。

諸問屋は1772年(安永元年)に結成さ

れた兵庫の商人による株仲間である。121株が定数であったが、実際には20~30株ほどの休株があったため実質的には100軒前後の商人が活動を行っていた。これまでもたびたび名前が登場した車屋五兵衛も諸問屋の1軒である。この諸問屋は、1769年(明和6年)に兵庫が幕領化されてから江戸・大坂の商人が兵庫での問屋株を願い出、いったんそれが認められた後、兵庫の問屋が買い取る形で決着した経緯がある<sup>(17)</sup>。

この諸問屋は仲間への加入・脱退、経営規模とも変動がかなり激しかったようである。諸問屋が納めた口銭が一覧できる史料として「諸用控之留帳」のなかの口銭一覧<sup>(18)</sup>と「口銭高書上目録控」<sup>(19)</sup>がある。前者は1771年(明和8年)12月から1年分の口銭、後者は1773年(安永2年)12月から6か月分の口銭が記載されている。

これによれば、前者では口銭を納める問屋が98軒、客船がなく口銭を納めていない問屋が23軒ある。23軒の問屋名は判明しない。後者では97軒の問屋が口銭を納め、休業状態で口銭を納めていない問屋が24軒ある。また、このわずか2年の間に名前がなくなった問屋が3軒、後者にのみ名前が確認できる問屋が26軒ある。しかし、その26軒の内口銭を納めている問屋は7軒のみであり、19軒の問屋が口銭を納めていない。口銭の額は月数に違いがあるので単純には比較できないが、仮に後者の口銭を倍にして1年分と考えたと、10分の1に減少している問屋もあれば、10倍以上になっている問屋もあり、口銭額の相対的な順位も大きく変動している。

現在文書が確認できる主な尾州廻船の船主の兵庫での取引・売買の相手と品目の概

略をまとめたのが【表 4】である。大部分が19世紀半ば以降の取引であるので口銭額が判明する18世紀後半の諸問屋と名前が合致するのは、車屋五兵衛や和泉屋弥兵衛など数人に過ぎない。瀧田金左衛門や内田佐七は車屋五兵衛、天野仙蔵は下村屋安兵衛、伊藤嘉七は和泉屋弥兵衛と、一定の得意関係が存在していたことは推測できる。兵庫の諸問屋はそれぞれ、各地から兵庫に集まってくる廻船を「客船」として固有の得意関係を築いていたといわれる。車屋五兵衛にとって瀧田金左衛門や内田佐七は「客船」と位置づけられていたと思われる。あらゆる商品を扱うことができる諸問屋は、廻船からすれば非常に便利な存在であったといえよう。

しかし、すべて得意関係にある問屋にまかせていたかというそうではないようである。兵庫で買積をする主力商品と考えられる米・大豆・魚肥でも、天野仙蔵は米・大豆は下村屋安兵衛で魚肥は柴屋伊左衛門、内田七郎兵衛は米は米屋清兵衛で魚肥は和泉屋弥兵衛、日比安左衛門は米は車屋五兵衛で魚肥は藤井又兵衛、と商品によって相手が異なることがわかる。柴屋らが諸問屋かそうではないのかはわからないが、少なくとも19世紀半ばには廻船と諸問屋の得意関係がそれほど強固な状態を維持していたとは考えられないであろう。このように得意関係が揺らいでいるのは、後にみる兵庫とその商人が置かれている状況に起因する可能性もある。

【表 4】からは、湊としての兵庫が多様な顔を持っていることもわかる。先にあげた主力商品のほかに砂糖や糠、運賃積が中心である傘・青蕈・酒造道具など、さらに帆や船道具などの取引・売買も多い。船に

関わる商品は商品として購入する場合も自家用で購入する場合もある。兵庫滞在中の領収書類には船の燻蒸や船そのものやその付属品・道具類の購入・修繕に関わるものも数多い。兵庫では北浜北部や南浜には船作工場があったことが知られている。船の新造や作事、燻蒸には船の大きさに応じた料金設定があり、船から徴収した金銭の一部が上納されていた<sup>(20)</sup>。取引に限らず廻船活動に必要なことが、コンパクトにまとまった範囲内で充足できることは、廻船からみると兵庫を利用する利点でもあったと思われる。

兵庫の湊、商人の側も18世紀後半以降さまざまな問題を抱えるようになっていた。一つは兵庫内部の問題である。幕領化以後に認められるようになった株仲間の統制が効かなくなったり、商人と船の本来の得意関係を乱すような動きがみられたりしたのである。

1808年（文化5年）穀物仲買が定めた「覚」<sup>(21)</sup>では、「入船物受取方一件并問屋分被頼□判書之儀且千木取之儀勿米之訳猶又込商内之趣、古格猥=相成、惣分分被願出、安永四辰・天明五巳年・寛政元酉・同九巳・同十一未張紙之趣ヲ以、享和二戌古格之儀会所=度々張紙=而浜立仕法書申渡」とあり、湊での荷物の取扱などの決まり事が守られなくなり、1775年（安永4年）以来たびたびそれを注意する張紙が出されていたことがわかる。1841年（天保12年）の「諸問屋仲間定書」<sup>(22)</sup>でも、無株での問屋商売を禁止するほか、廻船との関係については次のように定めている。

#### 【史料 6】

一新規之旅船より商頼来候共、疎忽=支配

表 4 尾州廻船の兵庫での取引相手

拠点	船主	品目	相手
常滑	瀧田金左衛門	米	車屋五兵衛／瓜屋彦七／藤井又兵衛／蛤屋太郎兵衛
		小麦	瓜屋彦七
		大豆	車屋五兵衛／瓜屋彦七
		魚肥	車屋五兵衛／藤井又兵衛／姫路屋藤吉
		糠	車屋五兵衛／灘屋作兵衛／岡本屋保太郎・岡本徳兵衛／吉田屋定助／俵屋嘉一郎（神戸糠方）／瓜屋彦七
		砂糖	岡本徳太郎
		船道具	鍛冶屋忠兵衛／石屋次郎一／河内屋与左衛門／鯛屋新左衛門／淡路屋伊介
		材木	車屋五兵衛
		銅銭・銅板	岡本屋徳太郎・岡本屋徳兵衛
		酒造道具	車屋理助
		傘	石屋源兵衛
		紙	岡本徳太郎
		柴	柴屋安次郎
		青蕈	岡本屋徳太郎
		蠟燭	岡本徳太郎
棕呂皮・苧	石屋次兵衛／姫路屋吉兵衛		
中須	天野仙蔵	米	下村屋安兵衛
		小麦	下村屋安兵衛
		大豆	下村屋安兵衛
		魚肥	柴屋伊左衛門
		砂糖	岡本徳太郎
		帆	岡本徳太郎
		銭	下村屋安兵衛／岡本徳太郎
		米	車屋五兵衛／瓜屋彦七／下村屋安兵衛
内海	内田佐七	小麦	車屋五兵衛
		魚肥	車屋五兵衛
		糠	岡本屋徳太郎
		銭	車屋五兵衛／瓜屋彦七
		米	米屋清兵衛
	内田七郎兵衛	魚肥	和泉屋弥兵衛
		米	車屋五兵衛／瓜屋清助／瓜屋彦七／長浜屋吉松
	日比安左衛門	小麦	瓜屋彦七
		魚肥	藤井又兵衛
		糠	瓜屋彦七
米		和泉屋弥兵衛／瓜屋清助／薬屋藤造	
野間	伊藤嘉七	小麦	和泉屋弥兵衛／柴屋作兵衛
		大豆	和泉屋弥兵衛
		魚肥	和泉屋弥兵衛／綿屋太助
		糠	岡本屋保太郎／薬屋藤造／吉村屋徳兵衛／京屋善兵衛
		砂糖	石屋太兵衛
		船道具	河内屋与左衛門

\* 各船主ごとに主な取引相手を示したもので、網羅しているわけではない。時代も明治10年代までにおよぶ。

\* 船道具や棕呂皮・苧などは自家用の場合も含むと思われる。



有之間舗、前問屋有無相糺、自然馴染之間屋有之者其主と相互ニ挨拶有之、旅人前問屋江差戻候様執計可有之、万一旅人不得心ニおいて者其訳双方より諸問屋会所へ可申出事

一内縁枢機を以他人之客船招取候儀者勿論、音信贈答堅有之間舗、右体之儀後日相知候ハ、仲間相省候事

つまり、新規に取引をしたいという廻船があってもすぐには受け入れず、それまで取引があった問屋の有無を確認して、そうした問屋があれば従来の関係を優先すること、内縁があるからといった理由で客船を他の問屋から奪い取ることはもちろん、音信贈答も禁じることが定められている。

このような規定は実態があるからこそ定められたものであろう。たとえば、1773年（安永2年）、阿波中島浦の壺屋七五郎の船が積んできた炭を、肥前屋治右衛門が扱った。しかし、肥前屋治右衛門は無株であり肥前屋三郎右衛門の名義を借りていて、炭の出荷主の土佐屋慶治郎を含め中島浦の船は本来筏屋市兵衛の客船であるので、肥前屋治右衛門が扱うのは不当であると筏屋から訴えが出ている<sup>(23)</sup>。筏屋の訴えによれば、たまたま肥前屋治右衛門方へ中島浦の人が訪れたのを縁に、肥前屋治右衛門から中島浦へ人を遣わして客引きをしたといわれている。

また、1842年（天保13年）の株仲間解散、1851年（嘉永4年）の株仲間再興は、兵庫の商人たちにも大きな影響を与えた。『新修神戸市史』では、株仲間解散によって「兵庫津でも新しい問屋・仲買などが活動を始め、競争が激化した。（中略）株仲間停止令はこのように一方で従来取り扱えなかつ

た商品を取引させ、新興商人を生んだが、他方では商船の争奪、ひいては価格の上昇をもたらし、問屋仲間や仲買仲間の共同体規制による共存性を崩すことになった」と位置づけている<sup>(24)</sup>。株仲間再興令以後も新規商人の活動は続き「取引をめぐる新旧商人の対立混乱は続いた」としながらも、「従来の取引関係を維持しようとする問屋を中心に、仲間の共同体的規制を図ろうとする動きも強まった」と述べている<sup>(25)</sup>。

そこでは、株仲間解散後に砂糖を扱うようになった油屋仁兵衛が、株仲間再興後諸問屋仲間への加入を希望したところ、客船を奪われた旧来からの諸問屋の抵抗にあった事例や肥前美々津の井手伝兵衛の手船が取引先を変更したために起こった争論などとあわせて、尾州廻船が関わる事例が紹介されている<sup>(26)</sup>。

#### 【史料7】<sup>(27)</sup>

車屋五兵衛殿へ書附を以被申出候  
乍憚口上

一私御客尾州知多郡小野浦前野定次郎殿手船観勢丸忠五郎殿、昨朔日関東干鯛并メ粕被積登、柴屋伊左衛門殿ニ而商内被致候体見請候ニ付、早速匠町店方江兩人差遣し御頼申上候処、御客人良久御考之上、手前義は江戸表水戸屋某より内性預世話、同人之差図ニ而当家へ参り候趣ニ被申立候、依之柴伊店方へ頼入候得共、頓着無之体、勿論店方之仁も何れ歎問屋支配方哉干鯛店哉一円相訳不申候ニ付、木戸町へ参り、伊左衛門殿へ直々頼入度積リニ而、壹人差遣候処、病中之趣ニ而面会不被下候、就夫匠町年寄上田屋茂左衛門殿へ参り承之候処、未夕人別も其儘之趣ニ御座候故、駈合可仕候様も無御座候、

尚柴伊殿より何等之挨拶も無之、今朝宮前浜先へ荷物水揚被致居候、于誠自儘而已<sub>ニ</sub>而業体筋立候義一円無之、迷惑至極奉存候、何卒宜敷御憐察被成下、御賢慮之上嚴敷被仰付被下候へは難有仕合奉存候、以上

嘉永五子年二月二日 車屋五兵衛印  
諸問屋仲間

御年寄中様

御年行司中様

右之通書附を以被申出候<sub>ニ</sub>付披露いたし候  
処

参会出勤

年寄 塩屋利左衛門

年行司 筆屋五兵衛

年行司 縄屋庄兵衛

年行司 魚屋惣左衛門

右出席之上柴屋伊左衛門殿相招候処、本人病氣之旨相断、手代為助<sub>与</sub>申者罷出候、依之車屋五兵衛殿<sub>ハ</sub>被申出候前野定治郎殿手船觀勢丸忠五郎殿、旧来車五殿方之客船之由<sub>ニ</sub>候処、昨朔日関東干鯛<sub>并</sub>粕之類被積登、依之被引合候処取合不被申候趣、此後は如何之事候哉、其元先前<sub>ハ</sub>右忠五郎殿客船<sub>与</sub>申儀有之事<sub>ニ</sub>哉返答被致候様申聞候処、右忠五郎殿前年<sub>ハ</sub>私方へ被積登、荷物売捌キ仕候儀度々在之、殊<sub>ニ</sub>此度之荷物は江戸水戸屋治郎右衛門殿<sub>ハ</sub>送り附荷物候旨申述候、然は送り状被差出候旨申渡候処、承知申旨申述引取候<sub>而</sub>、其後又々罷出、送り状ハ無之候へ共、船頭之手板<sub>ニ</sub>御座候、何分水戸屋治郎右衛門荷物<sub>ニ</sub>無相違候旨申述、何分返答書を以申出候様申聞候処、又々引取、其後返答書被差出候得共、甚不束之書附、可取上廉無之、其儘差戻し、何分車屋五兵衛殿へ客仁荷物諸共早々差戻可申様申渡置候、承知仕、其旨右客仁へ篤<sub>与</sub>引合可

申様申述、引取候<sub>ニ</sub>付、車五殿へ右之趣申達候処、然は柴伊殿へ精々引合可申段被申述候<sub>而</sub>、其後々被及懸合候処、兎角水戸屋何某之荷物由申述候趣<sub>ニ</sub>候へ共、筋立不申候、既<sub>ニ</sub>荷物は最早前日浜先へ水上、蔵入<sub>ニ</sub>相成候事故、已後は当津仲間之振合等<sub>茂</sub>申聞、其元へ可参候致候間、此度之処は柴伊殿<sub>ニ</sub>而取捌致貫度段、旅客忠五郎殿種々被申述候<sub>ニ</sub>付、此度ハ客仁之任存意、柴伊殿仮支配等いたし相済可申義、応対出来候<sub>ニ</sub>付、尚又双方連印書附被差出候、左<sub>ニ</sub>

乍憚口上

一私御客船尾州知多郡小野浦前野定次郎殿手船觀勢丸忠五郎殿、当月朔日関東干鯛千八拾八俵<sub>并</sub>鯛粕貳百八拾壹俵被積登、柴屋伊左衛門殿方<sub>ニ</sub>被致止宿、翌二日宮前町浜へ皆水揚<sub>ニ</sub>相成候故、不得止事書附ヲ以御願奉申上<sub>処</sub>、御多用之御中早速御集会被成下候上、同人殿へ御理解被成下候段、難有仕合<sub>ニ</sub>奉存候、依之同店手代為助殿を以不束之義被申越、支配人金助も甚恥入候之趣<sub>ニ</sub>付被相詫候、将又舟頭忠五郎殿<sub>茂</sub>御入来<sub>ニ</sub>而被申候<sub>ニ</sub>は、全江戸表水戸屋治郎右衛門殿差<sub>ニ</sub>而、同店<sub>江</sub>荷物致水揚候義<sub>ニ</sub>在之間、今更当家へ荷物引取候義も外見如何敷、今度江戸表へ罷下り候へは、当処旧来問屋之振合も致演舌、重<sub>而</sub>は当家へ入船可致間、此度之儀は柴伊殿<sub>ニ</sub>而支配為致呉候様御申聞<sub>ニ</sub>御座候、御客人之意難黙止奉存候<sub>ニ</sub>付、尚又柴伊殿へ引合左之通

一去寅年御改革株式御解放之後業体惑乱無之様、諸事先規之通相守可申段、名主中<sub>ハ</sub>被仰渡之廉御仲間より御読聞之趣、銘々乍致承知、下拙共之御客先へ諸相庭之文通等被致候儀、株式御取放之以後<sub>与</sub>は乍申、自儘意外之執計方不得其意候段

申入候処、全龜忽之儀恥入候ニ付、以来  
店方一統之者江篤与申聞、諸事堅相守、  
不束之儀致間敷候旨被相詫候ニ付、前書  
御客人之任御申聞、仮支配頼置候

右之通示談仕候処相違無之候ニ付、此段連  
印ヲ以御断奉申上候、宜敷御聞濟之程奉願  
上候、已上

嘉永五子年二月五日 車屋五兵衛印  
柴屋伊左衛門印

諸問屋仲間

御年寄中様

御年行司中様

右之通双方相印を以被申出候、右一条示談  
行届キ候

【史料 7】によれば、車屋五兵衛の客船  
であったはずの小野浦前野定次郎の手船観  
勢丸が干鯛やメ粕を積んで入津し、柴屋伊  
左衛門と取引を行った。これを知った車屋  
五兵衛が柴屋伊左衛門に抗議をしたが埒が  
あかなかつたため諸問屋仲間に訴え出たの  
である。諸問屋仲間では荷物を車屋五兵衛  
に戻すように指示したが、柴屋伊左衛門は  
今回の荷物に関しては江戸の水戸屋次郎右  
衛門からの指示を受けて荷揚げしており、  
既に蔵に収納しているためこのまま扱わせ  
てもらいたいと希望した。最終的には今回  
の荷物は客側の意向を無視できないという  
理由で柴屋伊左衛門扱いになった。

このケースも、株仲間解散以後の「業体  
惑乱」の事例ととらえられていた。兵庫で  
は株仲間解散後も基本的にはそれまでの  
ルールを守って商売をするように名主より  
各仲間へ通知が出されていた。しかし、実  
際にはそのルールは守られず、他の商人の  
得意先に相場の連絡をするなど、新たな顧  
客を獲得するために活動する商人が多数存

在していたのである。

兵庫が抱えていたもう一つの問題は周辺  
の浦との関係であった。たとえば、1774  
年（安永 3 年）大坂町奉行所が裁許した  
兵庫の諸問屋仲間と神戸村柴屋庄左衛門と  
の争論は、兵庫の多数の株仲間や神戸村・  
二ツ茶屋村の船持などを巻き込む大騒動で  
あった。

### 【史料 8】<sup>(28)</sup>

差上申一札

一兵庫津諸問屋之儀ハ、先達而御下知ヲ以  
株御免被成下候ニ付、為冥加毎年銀拾七  
貫九百三拾五匁宛相納、其上一ヶ年之口  
銭高三百貫目以上ニ候得者、銀壹貫目ニ  
付六拾目宛之割合を以、定式冥加銀之外  
翌春ニ至増上納仕候筈ニ候処、六年以前  
ハ神戸村柴屋庄左衛門義他国船数多引請  
船問屋仕候ニ付、兵庫江入津之荷物追々  
相減、御益上納に差支候、尤松平遠江守  
様御領分之節延享四卯年、同領分摂州兎  
原郡大石村ニ而木屋市十郎と申者問屋ケ  
間舗義仕候ニ付、遠江守様江相願問屋御  
差留被成下候、全体西宮ハ兵庫迄之灘目  
ニ而他国船引請候而ハ兵庫津之差障ニ相成  
候ニ付、青山大膳亮様御領分之節延宝七  
年、神戸村・二ツ茶屋村問屋船数石積改  
被仰付、右帳面ニ庄左衛門先祖之名者有  
之候へ共、播州魚崎船同ク曾根船右二ヶ  
所之船問屋ニ而、船数八艘年中に一立程  
宛と記有之、其上大膳亮様御掟書并神戸  
村・二ツ茶屋村船問屋并庄屋年寄ハ差上  
候一札之写、大膳亮様ハ兵庫津江も御渡  
置被下候ニ付所持罷有候、右一札之内ニ、  
改帳面之外ニ自今以後他国船ヲ招、一艘  
たりとも船宿仕候儀堅御停止候旨相守、  
勿論他国船不参節ハ其所切ニ相断、其国

之内<sup>者</sup>近国之船ヲ招、石高船数ヲ以立用仕間敷之文言有之上ハ、庄左衛門義魚崎船・曾根船ヲ引請候事さへも致中絶候得ハ不相成義と心得罷有候、増<sup>而</sup>其余之他国船招寄候事ハ決<sup>而</sup>仕間鋪筈之处、右之通諸国之船ヲ引請候故、兵庫津江之入船次第ニ減少仕、御益上納ニ差支候、右ニ付<sup>而</sup>ハ兵庫穀物中買・同たばこ屋中買・干魚塩魚中買・干鰯中買共ハ不及申、津中迄も相響難渋仕候間、庄左衛門他国船引請候儀御差留被成下候様仕度旨、諸問屋共相願、為証拠問屋船数改帳御掟書并一札之写差上之候

一相手庄左衛門答候者、先祖の船問屋仕候儀ハ問屋船数改帳ニ名前記有之、松平遠江守様御領分之節享保十年、庄左衛門親弥兵衛と申者他国船引請候儀ニ付、諸問屋と及出入候处、遠江守様御家来川澄四郎右衛門殿御吟味之上、仕来之通り相心得、新規之儀者致間敷旨被申渡候ニ付、其儘船問屋仕、元文三年ニも又々及出入候所、其節ニ庄屋与左衛門計御呼出、弥是迄之通仕候様ニと被申渡候、寛延三午年・宝暦七丑年ニも同様之出入有之、及対決候所、右両度共諸問屋病氣ニ罷出不申候ニ付、夫成ニ相成有之、且宝暦五亥年材木商売一件之儀ニ付、細井安芸守様当表御勤役中御糺有之節も、庄左衛門問屋と書上置候、依之右出入訴状返答書之控差上之候、尤延宝七年之頃ハ神戸・二ツ茶屋式ヶ村ニ船問屋十五軒有之候所、元禄年中の追々相休、当時ニハ庄左衛門老人船問屋仕候ニ付、残十四軒之内へ引請候客船、紀伊・阿波・淡路・伊予・土佐・周防・豊後・日向・対馬、其外之廻船も引請候へハ、問屋船数改帳ニ有之播州魚崎船・曾根船ハいつ之頃の歟参不

申、船問屋十五軒ニ引請候船数とハ当時格別減少仕候ニ付、自然御差留ニ相成候<sup>而</sup>ハ、庄左衛門儀ハ仕来候商売ニ離レ、神戸村・二ツ茶屋村之廻船小廻船持迄渡世薄ク相成難儀仕候間、相応之御益差上候<sup>而</sup>成共、仕来之通他国船引請申度候、尤問屋船数改帳ハ所持仕、此度差上候得共、諸問屋の差上候大膳亮様御掟書并一札之控ハ如何仕候哉、村方并庄左衛門手前ニも右体之書物無御座旨答上之候  
右争論之始末御吟味之上、遠江守様江の御掛合逸々被蒙御糺弾候处、諸問屋の差上候大膳亮様御掟書并一札之控ハ、神戸村・二ツ茶屋村無之候得共、問屋船数改帳ハ双方の差出、右帳面ニ庄左衛門引請ハ播州魚崎船・同曾根船と相見え、右之外ニ他国船引請来候義ハ、畢竟庄左衛門任勝手ニ候儀ニ<sup>而</sup>、其儘ニ差被置候<sup>而</sup>ハ自然と兵庫津入船減少仕、御益銀ニ差支可申儀ニ付、庄左衛門先祖之者引受候魚崎船・曾根船ニ准、一ヶ国之内ニ船数八艘、年中ニ一立程宛と御極被成、右之分庄左衛門へ商内御差免、其余他国船引請之義堅仕間鋪旨被仰渡候

右之通久世出雲守様依御差図、被遂 御裁許候<sup>而</sup>永ク遺失仕間鋪旨被仰渡、奉畏候、仍<sup>而</sup>御請証文如件

【史料 8】は奉行所に1774年(安永3年)12月23日付で提出された請書の本文である。差出人は、兵庫津諸問屋121軒の惣代として、鍛冶屋町・北風六右衛門、同・北風庄右衛門、宮前町・蛤屋佐右衛門、同・蛤屋吉兵衛、新在家町・壺屋七左衛門、同・肥前屋三郎右衛門、同・北国屋八郎兵衛、関屋町・筆屋五兵衛、北宮内町・嶋屋忠兵衛、東出町・妻鹿屋善左衛門、嶋上町・嶋屋仁

兵衛、同・渡海屋善五郎、匠町・藤屋庄兵衛と神戸村・柴屋庄左衛門の14名である。

さらに「右出入=付私共儀も銘々書付差上候=付、御裁許之趣一統承知可仕旨被仰渡奉畏候」として、兵庫津穀物仲買125人物代として鳴上町・渡海屋宗兵衛、同・白屋武兵衛、煙草屋仲間73人物代として川崎町・煙草屋藤兵衛、磯之町・縄屋茂兵衛、干魚塩魚仲買70人物代として小物屋町・鍵屋長四郎、鍛冶屋町・上田屋権兵衛、干鯛仲買54人物代として江川町・瓜屋惣八、同・利兵衛、兵庫津南浜北浜岡方町々惣名代として逆瀬川町年寄・河内屋嘉兵衛、和田崎町年寄・肥前屋茂右衛門、鍛冶屋町年寄・阿波屋長兵衛、神戸村廻船45艘船持27人物代として治郎右衛門、善左衛門、神戸村小廻船34艘船持31人物代として庄九郎、六郎兵衛、二ツ茶屋村廻船56艘船持34人物代として弥右衛門（病気につき代人弥十郎）、文右衛門、二ツ茶屋村小廻船26艘船持25人物代として幸右衛門（病気につき代人宗右衛門）、久兵衛、神戸村年寄・丈助（病気につき代人新三郎）、茂三郎、二ツ茶屋村年寄・八郎右衛門、同村百姓代・喜右衛門の連名が並ぶ。

【史料8】によれば、この争論は柴屋庄左衛門が他国の船を数多く引き受けているため兵庫へ入津する荷物が減少し、ひいては冥加銀の上納に差し支えたと兵庫の諸問屋が訴えたのが発端であった。この柴屋庄左衛門は古くから船問屋を業としていたことはまちがいない。しかし、1679年（延宝7年）の調査では播磨の魚崎・曾根の8艘の船を年1航海ほど扱う船問屋で、他国船は引き受けないことになっていた。しかし、親弥兵衛の代の1725年（享保10年）以降、1738年（元文3年）、1750年（寛延

3年）、1757年（宝暦7年）と繰り返し他国船を扱ったため諸問屋と争論を起こしていた。史料からわかる範囲でも5度目の争論となる今回は、諸問屋のみならず穀物仲買・煙草屋仲買・干魚塩魚仲買・干鯛仲買も巻き込み、兵庫津全体の問題であり、他国船の扱いを禁じてもらいたいと、兵庫側は主張していた。

これに対して、柴屋庄左衛門側は、1679年（延宝7年）当時は神戸村・二ツ茶屋村には船問屋15軒あったが、元禄期から減少して現在では柴屋庄左衛門1軒となった。休業した問屋の客船も扱うことになったため紀伊ほか8か国の廻船を引き受けるようになったが、魚崎・曾根の船はいつのころからか立ち寄ることがなくなった。しかし、柴屋庄左衛門の営業が禁止されると自らの仕事を失うだけでなく、神戸・二ツ茶屋村の廻船・小廻船にとっても不便になるため、相応の冥加金を納めることになってもこれまでどおり他国船を扱う船問屋として営業を続けたいというのが、柴屋庄左衛門の主張である。

この争論は、結果的には兵庫側の主張が認められた。つまり、柴屋庄左衛門には魚崎・曾根の廻船の船問屋であった時に準じて、1か国から8艘1航海のみの営業を認めることとなったのである。

この請書には1747年（延享4年）のこととして、大石村の木屋市十郎が問屋営業を行ったために兵庫側が訴え営業停止の処分を下してもらったこと、さらに西宮から兵庫までの灘目で他国船を扱うことは兵庫の差し障りになると記されている。このエリアで他国船を独占的に引き受けたい兵庫側の考えは明確である。

柴屋庄左衛門は神戸村の商人でありこの

一件は兵庫にとっては自らの權益と対立する外的要因によって引き起こされたものであるが、兵庫内部からも兵庫の利害に反する動きもみられた。1841年（天保12年）穀物仲買であった和泉屋弥兵衛は、「心得違之儀有之、浜立差留」と諸問屋仲間から営業停止を命じられた<sup>(29)</sup>。処分は「二ツ茶屋村へ入船仕候荷物無何心相携」<sup>(30)</sup> だったためであり、和泉屋弥兵衛は詫びをいれて営業停止処分を解除されている。この際和泉屋弥兵衛は兵庫の蔵はどこも荷物でいっぱいであり、水揚げしても保管できないので、神戸や二ツ茶屋で水揚げしていると主張したようである。これを受けて兵庫の諸問屋は兵庫の蔵の収納状態を調査して3割程度の空き空間を確保している。兵庫の商人であっても必ずしも兵庫で水揚げしないということは兵庫の湊としての優位性を内側から崩しかねない行為であった。

先にみた1808年（文化5年）の穀物仲買の定でも次のような一条がある。

#### 【史料9】<sup>(31)</sup>

一入船もの有之節問屋を為知候得は、古格ハ五六人年老附添、其船へ罷越候而俵別等改、并さし米等持帰直組等致申候所、近頃は問屋任ニ相成候様風聞有之候、如何之事ニ候哉、其場所ニ年老之仁も可有之、左様ニ相成候而ハ古格を失ひ、都而客先之存込も悪敷相成、勿論灘辺ハ当津ニ不限大坂・西宮并高砂の仲買数多入込、無油断出情売付候得者、手代任ニ致置浜方ニ古格を取失ひ候而ハ、後年買次も無数可相成候間、自分買合ニ被出候様致度、勿論手代任ニ不致置、主人灘辺得意先江も繁々被相廻候ハ、商内方茂自然多又は奉公人等も不致油断取引方間違等出来

申間敷、仲間内其主人互ニ氣を附合被申候は、得意先等之論事合も自然与相止可申候事

【史料9】では、兵庫での取引が問屋任せになり湊としての管理が行き届いていないため、灘には商人が数多く入り込み繁昌しているのに対して兵庫が衰微していることが問題視されている。『神戸市史』や『神戸市文献史料』に掲載している文書だけを見ても、とくに18世紀後半以降、兵庫は神戸・二ツ茶屋・御影・大石などの浦との競合関係から引き起こされる問題に直面していた様子がみてとれる。18世紀後半以降の兵庫は、その内外にさまざまな問題を抱え、商人の統制、他の浦に対する優位性の確保に苦心する状況が続いていた。

1852年（嘉永5年）5月7日、兵庫の諸問屋の年寄らは寄合を開いた。出席者は年寄の塩屋利左衛門、年行事の車屋五兵衛、筆屋五兵衛、縄屋庄兵衛、貝屋甚左衛門、松屋治郎兵衛、魚屋惣左衛門、最上屋彦左衛門の8名である。

#### 【史料10】<sup>(32)</sup>

右出席在之訳は此度神戸浜先へ目印灯笼造建出来候趣ニ付、当所和田御崎江目印灯笼造建之儀旧冬内評も在之候儀ニ候間、当仲間始穀物屋・干加屋今日当会所へ御入来申遣し相談可仕旨、依之穀物屋瓜屋長左衛門殿・瓜屋彦七殿、干鯛屋座古屋市左衛門殿御案内申遣候処、入来ニ付右一件種々相談在之、いつれ早々其仲間一統へ相談可申旨相談一決相成候事

つまり、神戸の浜に船の目印になる常夜灯が建造されたため、前年の冬から計画が

進められていた和田岬の常夜灯建造に関し諸問屋・穀物屋・干鯛屋で相談をすることになった。穀物屋からは瓜屋長左衛門・瓜屋彦七、干鯛屋からは座古屋市右衛門が出席し、各仲間で相談することとなった。その結果を9月3日に持ち寄り「和田岬江諸船目印明灯籠建立致候段種々評議有之、今日立会之上大体取極メ可申談」<sup>(33)</sup>として寄合を開こうとしたが、穀物仲間・干鯛屋仲間の出席は得られなかった。

しかし、和田岬の常夜灯は建設することに決定したと思われる。というのも、実際に和田神社に常夜灯があるからである。和田神社は三菱重工のドック建設のため1902年（明治35年）に現在地に移転している。以前は和田岬の先端近くに立地していた。

常夜灯の建造時期は1854年（安政元年）3月である。左側の常夜灯には、世話人として尾州内海の住田屋豊吉・角佐兵衛・日比勝治良、中須の大岩彦太良、常滑の瀧田文三良の名があり、奉納者は「尾州知多郡常滑、野間、小野浦、内海、久村、中須巡船中」である。この世話人と奉納者の名が刻まれた常夜灯には、兵庫の長浜屋吉松・下村屋安兵衛の名もみえる。右側の常夜灯には、願主として江戸の久住五左衛門・丸屋七右衛門・大坂屋伝兵衛・久住伝吉・湯浅与右衛門・水戸屋治郎吉・渡辺権三良・喜多村富之助干鯛店・同人塩店・長嶋屋松之助・柴屋仁右衛門・遠州屋蝶四良、浦賀の松崎屋与兵衛・木屋市兵衛の名が刻まれている。この他、久住伝吉の取次として車屋五兵衛の名がみえる。久住五左衛門らは江戸の干鯛問屋、長嶋屋松之助は廻船下り塩問屋、柴屋仁右衛門は尾張の船を扱う廻船問屋、遠州屋蝶（長）四郎は茶船仲間の

一員である。

【史料11】<sup>(34)</sup>

一筆奉啓上候、残暑強御座候処御一統様益御機嫌能被遊御座、珍重之御儀奉恐賀候、然者当津和田岬江焚火常夜灯新建立之發起人出来候、就テハ如何体之格好ニ仕候而宜敷御座候哉、思召も御座候へ者、御賢慮御差図被仰聞被下度奉願上候、尤右成就之上ニ而も、帆別諸掛り杯与御無心奉申上候義者決而無御座候へとも、何も御多力ヲ以建立之積リニ御座候間、何卒一御会合被遊候節者、可然様御披露被成下度、伏而奉願上候、先者右之段御願申上度如此御座候、恐惶謹言

七月七日  
御戎講御船持  
御旦那中様  
御船頭中様  
尊下  
車屋五兵衛

【史料12】<sup>(35)</sup>

尚々本文之儀最寄問屋之外分寄進等之儀御願不申上候間、此段宜敷御承引被遊置可被成下候、已上一筆啓上仕候、大暑御座候処先以御一統様益御機嫌能被遊御座、珍重之御儀奉慶賀候、然者当津於和田岬籌常夜灯之儀当上旬御願濟被為仰付候、就テ者近々普請取掛り可申候、尤普請成就之上者永代無心ケ間敷儀不奉申上候へとも、元来大壯之儀ニ御座候間、御助力御手伝之程伏而厚奉願上候、先者右之段御願申上度、如此御座候、恐々謹言

六月晦日  
戎講  
御船持御旦那中様  
貴下  
車屋五兵衛

【史料11】【史料12】は和田岬の常夜灯建立にあたって戎講に協力を求めた車屋五兵衛からの書状である。【史料11】は1852年（嘉永5年）、【史料12】は1853年（嘉永6年）のものと思われる。常夜灯に対する希望を尋ねるとともに、完成後の諸経費は無心しないかわりに建立費用への金銭的な援助を求めている。先の【史料10】とあわせて考えると、1852年（嘉永5年）に和田岬への常夜灯建設が本格化するが、実際の普請が始まるまでに少なくとも1年近くを要し、完成はさらに半年以上経過した翌年3月であった。これだけ時間がかかった理由は、兵庫内部での合意形成の問題か資金ぐりかそれともまったく別の問題があったのかは判明しないが、いずれにしても兵庫の諸問屋が苦心して完成させた常夜灯であったことが推測される。

この常夜灯が神戸との競合関係のなかで完成をみたこと、その建立に内海周辺や常滑の廻船、尾州廻船と関係の深い江戸の間屋などが深く関わっていることは、兵庫が自らの権益を守るために尾州廻船や江戸の間屋との関係を深めたことを示している。【表3】の戎講の評議留の記載からも、嘉永期ごろから戎講の参会には祝儀が届けられるようになり、恒常的な関係が形成されてきたことがうかがえる。

## （2）岡本屋の存在

商人との得意関係が重視されてきた兵庫での尾州廻船の取引の概要をまとめた【表4】で、どの廻船とも取引を行っている異質な問屋が1軒ある。それが岡本屋である。岡本屋は苗字は岡本、兵庫磯之町の廻船問屋である。当主は保太郎・徳太郎・徳兵衛などを名乗っている。廻船問屋とし

ての活動を示す文書は嘉永期以降に確認できる<sup>(36)</sup>。

岡本屋は1868年（明治元年）には、尾崎の丹波屋七兵衛・広島屋仁兵衛から運賃積で酒造道具を積み込み、藤江・有脇・乙川・亀崎・半田・成岩・高浜・棚尾と衣浦湾岸で降している<sup>(37)</sup>。また、1852年（嘉永5年）作成の「船手調法記」<sup>(38)</sup>は、本稿でも扱った「津々浦々商法記」<sup>(39)</sup>や「商内仕法帳」<sup>(40)</sup>と、表題は異なるもののほぼ同内容の湊ごとの取引マニュアルである<sup>(41)</sup>。こうした文書の存在から、岡本屋が尾張と関係の深い廻船問屋であったことはまちがいないであろう。

岡本屋文書の中に、1869年（明治2年）・1870年（明治3年）・1872年（明治5年）・1877年（明治10年）・1882年（明治15年）の5冊の「客船当座帳」が含まれている<sup>(42)</sup>。年代の古い3点は連続していて、この3点で1869年（明治2年）1月から1873年（明治6年）6月までの客船を追うことができる。

1869年（明治2年）1月から1873年（明治6年）6月までの岡本屋の客船をまとめたのが【表5】である。【表5】からは、岡本屋の客船は判明する限りでは尾張・伊勢・志摩・駿河・相模・武蔵・淡路に及ぶが、その大多数が尾張の廻船であったことがわかる。尾州廻船のなかでは多屋・常滑、野間、内海と伊勢湾側を拠点とする廻船をひろく客船として扱っていたこともわかる。

「客船当座帳」は客船との取引、金銭出入りやその他の事項を日並で記した帳簿である。たとえば、このような記載である。

【史料13】<sup>(43)</sup>

綿屋甚五兵衛様



表 5 岡本屋の客船一覧 (明治 2 年 1 月～明治 6 年 6 月)

船拠点	船主	船名	船主・船頭	特記事項
大野			大黒屋勝次郎	
多屋	八木忠左衛門	宮子丸	八木与惣兵衛	船頭音次郎
		宮田丸	清水久吉	
多屋#	杉江半四郎	宮徳丸	杉江増吉	
		正栄丸	杉江吉蔵	商号：カク久
		新栄丸	杉江梅吉	
			杉江国太郎	
常滑	瀧田金左衛門		瀧田金左衛門	
			関屋栄三郎	
		栄周丸	瀧田儀三郎	
			瀧田安三郎	
		福周丸	瀧田徳次郎	
		宝周丸	瀧田万吉	
		宝周丸	瀧田米吉	支配人瀧田万吉
	清水庄蔵	清水庄蔵		
	酢屋林蔵	酢屋林蔵	藤治郎に改名	
	酢屋藤治郎	山本長太郎		
常滑#		清玉丸	喜太郎	商号：マル七
		永宝丸	鯉江庄治兵衛	
			清水忠七	
野間	伊藤嘉七	新福宮丸	伊藤初之助	
		福宮丸	伊藤芳松	
		福吉丸	伊藤平吉	商号：クラカケ
		福吉丸	伊藤芳松	商号：クラカケ
		本福吉丸	伊藤倉吉	
	鈴木平吉	幸久丸	鈴木幸之助	
	夏目甚七	栄昌丸	夏目金六	商号：ヤマ十一
		栄力丸	夏目金六	商号：ヤマ十一
	夏目仲助		夏目仲助	野村栄昇丸改・沖船頭又吉
		永吉丸	夏目四郎兵衛	
		幸徳丸	夏目嘉助	
	夏目徳三郎	幸福丸	夏目友吉	
	夏目平三郎	幸昌丸	夏目覚三郎	商号：マル千
野村藤次郎	栄昇丸	野村又吉		
	御蔭丸	野村広吉		
		舜昌丸	野村仲吉	

船拠点	船主	船名	船主・船頭	特記事項
	野村利兵衛	豊栄丸	野村利兵衛	松本弥平治に改名
		幸徳丸	森田弥左衛門	
	森田伊助	幸豊丸	森田四郎右衛門	
		栄慶丸	夏目岩之丞	商号：ヤマ十一
野間#		栄慶丸	夏目彦作	商号：ヤマ十一
			夏目金之丞	
			夏目彦助	
			夏目清三郎	
			夏目竹三郎	
			夏目亦三郎	
			夏目又四郎	利八に改名
			夏目六三郎	
			野村又三郎	
			森田万助	
小野浦#	中川佐左衛門	福住丸	中川佐左衛門	
		伊光丸	山本富蔵	
	山本定助	伊幸丸	山本兵四郎	駿州船マル山明神丸権吉船
		伊寿丸	山本源右衛門	
		伊勢丸	山本善八	親父・徳右衛門
	綿屋伊兵衛		綿屋伊兵衛	商号：イゲタ
		伊徳丸	治助	商号：イゲタ／商号：クギヌキ
		伊宝丸	中川新吉	
		明神丸	中川権吉	商号：マル山／梅吉からの乗替
	小野浦#		幸喜丸	樋口新右衛門
幸寿丸			樋口権兵衛	
伊乗丸			山本定兵衛	伊乗丸五六事
			山本甚五兵衛	
伊幸丸			治右衛門	
伊寿丸			徳左衛門	
日比吉兵衛		伊寿丸	松次郎	
		清吉丸	山本惣六	
		清雄丸	山本幸助	商号：ヤマ二
		清雄丸	山本定吉	山本定吉事康治郎
			山本幸吉	伊寿丸？
			綿屋平助	
		栄吉丸	日比乙吉	商号：カネイ一
		永豊丸	日比重四郎	商号：カネト／高橋屋

船拠点	船主	船名	船主・船頭	特記事項	
西端	日比五郎左衛門	春栄丸	日比紋左衛門		
		日比安左衛門	永福丸	日比保三郎	
	生福丸		日比善右衛門		
	神住丸		日比半五郎		
	日比弥兵衛	伊応丸	日比利左衛門		
		伊良丸	勇吉		
		駿豆丸	日比新吉	武八と改名	
		徳秀丸	日比作兵衛		
			日比猪之助		
			日比吉右衛門		
			日比九左衛門		
			日比宗十郎		
			日比忠右衛門		
			日比武兵衛		
東端	内田五郎兵衛	明神丸	内田五郎兵衛	内田佐七と共同所有	
		内田佐七	正福丸	善七	
	住誠丸		住田屋長七		
	住徳丸		住田屋佐六		
	住徳丸		住田屋藤助		
			住吉丸	住田屋柳吉	
			住吉丸	住田屋吉太郎	杉江国太郎振替
			住吉丸	住田屋豊三郎	
			明神丸	住田屋寅太郎	
	内田佐造	栄吉丸	住田屋吉蔵		
	内田七郎兵衛	通吉丸	内田治六		
		龍吉丸	内田藤吉		
	角佐兵衛	久栄丸	久住佐兵衛		
	角佐兵衛	福富丸	久住利蔵		
中村与惣治	福吉丸	中村忠吉	商号：ヤマエ		
中村与惣治	豊吉丸	中村新兵衛			
橋本長六	乘吉丸	和吉			
	乘久丸	橋本伊左衛門			
前野小平治		久吉丸	清蔵	賄亀吉	
		繁吉丸	前野七右衛門		
		繁吉丸	前野七太郎		
		富吉丸	前野忠三郎		
		灘吉丸	前野松太郎		
		升吉丸	橋本長六	船主は推測	
		升吉丸	前野平右衛門		
		栄吉丸	中村新吉	内田	
		升吉丸	前野清蔵		
		前野為助	保吉丸？		
内海		福寿丸	長左衛門		
天野兵左衛門	宝栄丸	天野孫助			
	宝久丸	天野兵太郎	梶弥六		
天野兵太郎	住久丸	天野清四郎	大岩清四郎とも		

船拠点	船主	船名	船主・船頭	特記事項	
中須		住神丸	天野仙蔵		
		住宝丸	天野常治郎		
	大岩彦九郎	升光丸	岩次郎	天野彦九郎とも	
			大岩清五郎	天野彦九郎とも	
		升寿丸	大岩九右衛門		
		升福丸	大岩徳治郎		
	大岩彦太郎	永徳丸	大岩彦太郎		
		升徳丸	大岩甚吉		
	大泊	松次郎	永通丸	大岩仙太郎	
	久	中村兵四郎	宝昌丸	中村作兵衛	
中須		幸吉丸	大岩八助		
中須#		住神丸	大岩六四郎		
		住吉丸	天野常助		
			天野兵四郎		
			大岩為吉		
富貴#			大岩六四郎		
			初山久太郎	商号：一林	
伊勢四日市	稲葉三右衛門	伊勢丸	山本定吉	商号：クギヌキ	
		清宝丸	常治郎	得三郎と改名	
伊勢矢野	住田屋豊吉		住田屋豊吉		
		金毘羅丸	中川兵右衛門		
		住吉丸	新吉		
		住吉丸	得三郎		
伊勢白子	河合仁平治	幸吉丸	八助		
志摩鳥羽		速高丸	谷岡屋久蔵	本名勇吉	
駿河清水		清徳丸	嘉久蔵		
		松本平右衛門	浪花丸	宗十郎	
		小川藤兵衛	浪花丸	宗十郎	
		松本平右衛門	平吉丸	作治郎	
駿河江尻			孝治郎		
		綿甚五兵衛	柴田直三郎		
相模浦賀		松崎屋与兵衛	松崎屋与兵衛		
武蔵神奈川		諏訪屋佐右衛門	諏訪屋辰造		
淡路愛川		日吉丸	政吉		
	寅治郎	清和丸	山本徳三郎	寅治郎本名徳三郎	
		山本竹次郎	清喜丸	山本竹次郎	商号：ヤマニ／山本伊助手船
			千歳丸	紀伊国屋辰蔵	商号：マルサ
幸喜丸			中川清蔵	明治4新造	

船拠点	船主	船名	船主・船頭	特記事項			
		新祥丸	中川梅吉				
		栄吉丸	平田孫太郎	商号：イゲ タ三			
		伊応丸 栄吉丸	新蔵 惣十郎				
			栄福丸	栄蔵			
			嘉吉丸	権次郎	商号：ヤマ 正		
			新祥丸	権吉			
			迅通丸	庄右衛門			
			静栄丸	長作			
			清得丸	佐助			
			勢宝丸	竹治郎			
			清和丸	米蔵			
			宮栄丸	梅吉			
			明德丸	新吉			
			龍吉丸	半蔵			
				矢田国太郎		竹三郎	
						河合字兵衛 田池万吉	
						田中久七	商号：マル 本
		中川清三郎					
		中川長助					
		平田庄吉					
	平田庄助						
	平田丈吉						
	平田丈助						
	村瀬九三郎						
	村瀬源次郎						
	村田市蔵						
	矢田梅吉 矢田竹治郎						

\*「船拠点」欄の「#」は推測であることを示す。  
出典：岡本屋文書「客船当座帳」

柴田直三郎様

二月十一日附出シ  
 一金三百七拾四両貳朱ト貳百文  
 豊前米百七拾俵仕切  
 十二月朔日買附  
 一金四百六拾貳両貳分永八百七十壹文  
 (朱書)「此金壹朱三百七文」  
 広島米貳百九十六俵仕切  
 十二月十一日買付  
 一筑前蔵米五百三俵  
 三斗五升五合入 内三斗六升輕引  
 升メ百七拾八石貳斗五合

代金八百四拾六両壹分三朱  
 永三百六十三文  
 正金四両三分替  
 又  
 金三両三分永五百九十一文 口せん  
 メ八百五拾両壹分四百文  
 一金百六両壹分 鉄五十束仕切  
 一金百三拾四両貳分三百九拾文  
 赤糠貳百俵仕切  
 メ金千九百貳拾七両貳分三朱壹貫三百壹文  
 此金壹朱五百四十七文  
 内  
 辰十一月廿五日着  
 入金貳千両 大坂江戸平殿へ受取  
 十二月八日着  
 入金千両 右同人殿へ受取  
 引メ金千七拾貳両三朱貳百壹文過上  
 内  
 十二月廿八日  
 一金千両 権吉殿へ相渡  
 十二月廿六日  
 一金百両 右同人殿へ相渡  
 一金壹両貳分 金三千両江戸殿へ持込賃  
 一金壹両貳分 仕建御状三通持込諸入用  
 一金拾九両貳分貳朱ト百八十文  
 船玉色々買物取替分  
 メ金千百貳拾貳両貳分貳朱ト百八十壹文  
 惣差引残り  
 金五拾両壹分三朱不足分かし  
 一九貫六百卅四文  
 広島米蔵入出積小廻し賃  
 一三貫貳百五十貳文  
 右貳百九十六俵三月蔵敷  
 一拾七貫八百廿五文  
 筑前米蔵入出積小廻し賃  
 一五貫五百文 右五百三俵蔵敷  
 一拾貫四百十六文

赤糠式百俵蔵替出シ積ちん  
 一四貫三百七十式文 右三ヶ月蔵敷  
 メ五拾壹貫七文  
 十式貫文替 此金四両壹分  
 二口合五拾四両式分三朱かし  
 四月廿五日付出し

これは駿河江尻の綿屋甚五兵衛の手船柴田直三郎が1869年（明治2年）に入津した時の記録である。岡本屋は柴田直三郎に豊前米・広島米・筑前米・鉄・赤糠を売却するとともに、金銭の受け渡しを大坂の江戸屋平右衛門らと行い、直三郎の代わりに書状を発送、船が必要な物品の買い物をしている。

【史料13】からも【表4】からもわかるように、岡本屋の営業項目は非常に幅広い。「客船当座帳」から岡本屋が取り扱った主な商品を抜き出すと【表6】のようになる。商取引と推定される荷物では、兵庫の主要な荷物である米・魚肥・大豆などを扱うケースはあまり多くない。岡本屋の取引の中核は上方で産出される糠であり、その他に鉄・畳表・砂糖など西日本の産物を扱うことが多い。

商取引か自家用か判然としない取扱商品は実に多種多様である。この中でも行李・算盤・塵紙などは頻繁に廻船が購入していることが確認され、単純に自家用、自らの廻船での利用だけとは考えにくく、購入を依頼されたり需要が見込める狭い範囲で販売することも想定される。

薬や船磁石のような特殊な商品の場合は、岡本屋が窓口になって大坂で購入している。

【史料14】<sup>(44)</sup>

住田屋吉蔵様

四月廿一日

入金拾両 請取預り分

但し、大坂はり九殿方ニ而慈積針六面之内へ

四寸五分式面・四寸雨ぬキ式面・四寸並式面、但し、さかばり御座候

相成丈早積伊勢海へ遣し申候事

志州鳥羽浦山田屋長七殿方へ送り申候事也  
 住田屋吉蔵殿分・同善之助殿分

メ兩名前ニ而遣し申候事

【史料14】では住田屋吉蔵・善之助の船

表6 岡本屋の取扱品目

取引種別	商品種別	商品
商取引		糠・米・大豆・銭・鉄・鉄釘・帆・苧・塵・青苳・素麵・砂糖・綿・麦安
商取引または自家用品調達	食品	昆布・鰹節・魚類・鯨・みかん・にんじん・豆腐・味醂・焼酎・醤油・味噌・酒・吉野葛
	衣類	小倉帯・半天・襦袢
	雑貨	蠟燭・線香・青苳・苳・半紙・塵紙・土瓶・茶瓶・庖丁・砥石・いたや貝・半切・草履・編笠・行李・布団・上敷・剃刀・鋏・火打・算盤・皮文庫・真田紐・刻煙草・弁柄・墨・薪
	船関係用品	棕呂皮・苧・遠眼鏡・船磁石・帆・帆糸・帳面・銭箱
	その他	薬・酒屋薬・屏風

\* 岡本屋文書などから作成。主な品目を抜き出したものであり、順不同。

\* 青苳・帆などは商品としても船用としても扱っていると思われるため、取引種別の両方にあげた。

磁石 6 面を大坂の針屋九兵衛で購入している。針屋九兵衛は阿波座釘屋町に店を構え船磁石で知られた店である。購入すべき船磁石も逆針で寸法も細かく指定している。10 両という代金を預け、調達でき次第なるべく早く鳥羽の山田屋長七へ送ることになっている。実際には 4 月 24 日に船磁石 6 面を 8 両余で購入し、5 月 26 日に内海の保吉丸為助船に積み入れている。

【史料 15】<sup>(45)</sup>

住田屋藤助様

十一月朔日

十月廿七日頃大岩甚三郎様より御伝言ニ  
付早々買付

一金六兩貳分貳朱ト三百文

極上々烏犀角 目方拾七匁貳本

ノ

大坂道修町貳丁目田邊屋利兵衛殿方買調、  
直様はり万殿座敷ニ而書状相添、直様十一月朔日八時半時江戸屋平右衛門殿方へ持参り、賃銭引合候義金壹分ト五十文ニ而御座候、尤宮買権殿へ向ヶ住田屋佐七様へ朝書状相添、無間違差出し申候也

金ノ都合六兩三分貳朱ト三百五十文

ノ

右之通十一月十日当地車屋五兵衛殿方ニ而無間違右代り金槌ニ請取申候、相済

【史料 15】では、烏犀角が入用であるという住田屋（内田）佐七の意向を大岩甚三郎が岡本屋に伝え、岡本屋は早速調達のため大坂道修町の田辺屋利兵衛に赴いている。その後すぐに播磨屋で書状を認め、江戸屋平右衛門から宮の飛脚問屋貝谷権右衛門へ書状と烏犀角を送っている。その代金は車屋五兵衛から受け取っている。

岡本屋は兵庫・大坂の経済力・生産力を背景に、商取引のための荷物から自家用に必要な物品までの調達を行っていたのであろう。荷物だけではなく、代金決済の代行や少額の立替、金銭・書状などの受渡し、寺社への寄進の代行や按摩などの手配まで、廻船が必要とするあらゆる案件は、岡本屋を介することでほとんど解決することができたと思われる。尾州廻船の場合、主要な荷物は車屋五兵衛らの特定の問屋、その他の雑多な荷物や用事は岡本屋というすみ分けが成り立っていたように思われる。

#### 4. 湊としての「大坂湾」

##### (1) 兵庫と大坂

江戸時代、大坂は江戸の消費需要を満たすための物資集積地としての役割を期待されてきた。蔵物は大坂が扱うので、兵庫は納屋物を中心に扱い、1770 年（明和 7 年）ごろには、大坂の商取引に支障がないように兵庫で扱える品物は 36 種に限定されていたといわれる<sup>(46)</sup>。幕領化後に株仲間が認められた際にも、大坂との関係が考慮されていた。

しかし、幕府の方針においても、実際の商取引上の関係においても、時代や荷物の種類などを問わず、いつでもあらゆる場面で大坂が上位に位置していたわけではない。1754 年（宝暦 4 年）大坂の材木問屋が、西宮・神戸・兵庫・御影・脇浜の 5 か所の材木問屋が大坂へ入るはずの材木を途中で取引していると訴えた時、幕府は 5 か所の問屋が買い取った場合は大坂の材木問屋へ売却して改めて大坂の材木問屋から購入するようといった結論を出したが、正徳年中から材木を扱っているという 5

か所の問屋の主張を最終的には認めている<sup>(47)</sup>。

1791年（寛政3年）、大坂種物問屋が江戸での油高騰の原因と判断された時には、安芸ほか12か国からの大坂への菜種回送を差し止め、この荷物を扱う問屋を兵庫に設立しようとした<sup>(48)</sup>。この計画は大坂の問屋が新規設立の兵庫の問屋に出資したため実質的には骨抜きになり、1822年（文政5年）には兵庫の菜種問屋の活動を停止させている。

取引の現場では、兵庫と大坂の関係はより複雑であった。1832年（天保3年）大坂で水揚げされた大豆を兵庫の問屋が買い上げて客船に売却することを大坂の問屋が問題視し、直接大坂から買い入れるように戎講に要求した。戎講はいったんこの要求をのんだが、不都合だったらしく、2年後にはこの決まりは反古になっている<sup>(49)</sup>。

実際に上方に向かった船の船頭は、大坂・兵庫間を行き来していて、当然取引は両者の商況・相場を見比べて行うことになる。大坂・兵庫間の瀬取賃がしばしば計上されるのは【表1】にもみたとおりである。

#### 【史料16】<sup>(50)</sup>

（前略）タルマイ粕ごつへ水揚仕候へ共、御地高直ニ相成候間、貴地々下直ニ附口仕候而ハ、舟手得売不申候、其儘貴地ニても睨々御買取ニも不相成候由御尤之御儀ニ奉存候、仍而タルマイるいハ無数ゆへ下直ニハ相成かたく候へ共、緩々其内上々物ハ御買方可然様奉存候、両三日之内御登坂可被遊候様先便被仰聞、同刻ニ御待申上候得共、尔今御登坂も無之、最早今日ニも御登坂可被遊哉と御待申上候  
一今朝徳武様左助様三十石々御登着い才承

候処、四日一ハ大社御札天々御下り、無大応賑々敷事、⊗御店へハ戎様御札御下候付早々代参ニ西ノ宮へ左助様御参詣、今朝早々御越ニ相成申候、右便りニ貴君様行御状参候付、則御届ケ申上候、御入手可被下候、早々御用済ニ相成候へハ御登坂之程奉待入候（中略）

十月十二日 柴屋嘉助  
惣兵衛

滝田儀三郎様  
貴下

【史料16】は、1867年（慶応3年）10月12日、大坂の柴屋嘉助、惣兵衛が兵庫の車屋五兵衛の元にいる瀧田儀三郎に宛てた書状である。秋になり樽前粕が入津してくる季節になったが、兵庫の価格を参考にしながら、大坂ではそれより安い価格を付けるわけにもいかず、高値で推移せざるをえない状況になっていることがわかる。大坂の柴屋としてはすぐに安くなる可能性は低いので時間をかけて上質の荷物を買うことを勧め、大坂へ足を運ぶように瀧田儀三郎に求めている。

もちろん、兵庫の商人も尾州廻船が大坂の商人とのみ取引するのを望んでいるわけではない。

#### 【史料17】<sup>(51)</sup>

其後御不音真平御免可被成下候、向寒之砌ニ御座候得共、御壮栄御逗留被遊候段、珍重之御儀と奉賀候、然者当地肥物之儀其後別而出来候もの無之、う和佐きるいちらへ入舟、先直位イニ而ぼつへ商内有之候、其余別而タルマイ類商内無之、先日出来シツナイも、水上仕候所甚々悪敷未た咄し極り付不申事ニ御座候、何分舟手者頓ト

売急ぎ不申、白眼合姿ニ御座候  
 一御船玉様如何追々御積方御片付被成候  
 半、何卒早々御手仕舞被遊、早々御帰り  
 被下度、当津浜ニ荷物蔵入移し置、少々  
 宛の水上也出来不申候、大当惑仕居候、  
 何卒早々御仕舞早々御帰船奉待申上候  
 一今日庄助外用ニ付上坂仕候、定而御面会  
 万端御咄し御聞取被下候哉ニ奉存候、先  
 者右之段御頼ミのみ如此ニ御座候、早々  
 以上

十月十八日 京屋又兵衛  
 安兵衛  
 定助

瀧田義三郎様  
 尊下

【史料16】を受け取った後、瀧田儀三郎は柴屋の求めに応じて、船を兵庫に置いて大坂へ向かったようである。兵庫の京屋又兵衛が大坂の柴屋嘉助の元にいる瀧田儀三郎に宛てた書状が【史料17】である。宇和粕や佐伯粕が入津し始め取引があること、樽前粕・静内粕も入津はしているけれども取引は成立していないこと、船側が強気で積極的に売却する様子がみえずにらみ合いの状況が続いていることなど、兵庫の商況を知らせている。瀧田儀三郎は兵庫に荷物を預けたまま大坂に移動したらしく、他の荷物の水揚げに支障をきたしていることも伝えている。京屋又兵衛としては早く大坂での荷役を終わらせて兵庫に戻ってくることを希望している。

また、兵庫と大坂の商人は必ずしも競合関係にあるわけではなかった。

【史料18】<sup>(52)</sup>

当月十九日出之貴書一昨日相達難有拝見仕

候、如仰余寒強御座候処御家内様益御清福被遊御座、珍重之御儀奉存候、然者神光丸御揚置小麦売附書差上候処、御承知被成下忝奉存候

一今般大坂肥後蔵米御差直御注文被仰聞難有仕合奉存候、則左ニ御請

一肥後蔵米五百石

直段百式拾三匁五分 少々見計

右之通御注文被仰聞千万難有仕合奉存候、則早速堂嶋へ注文差出し置申候、今少し出会兼候、出会次第早々買附可申候、宜敷御承知可被成下候

一敷銀之儀御丁寧被仰聞是又難有奉畏候、前書小麦仕切金之儀者、神光丸御渡し金差引残御差図之通、先達而石治殿へ相渡御座候間、前頭御注文之肥後米買附候節ハ、早々御案内可申上候間、其砌可然御沙汰被下度奉頼上候

一当津米之儀西国もの少々ツ、入舟有之候処、兎角元高与唱下直者難売退候へとも、大坂表不味ニ付株立望人も無之緩々御座候、大に払底、其外雑穀同事、肥しもの東西入船無数、例年直ニ前蔵入のものも不多次第ニ高直、古来稀成相庭ニ御座候、則別紙申上候、御覽可被下候、先者早々如此御座候、恐惶謹言

正月廿七日 車屋五兵衛

日比安左衛門様

貴下

【史料18】によれば、日比安左衛門は車屋五兵衛を通して大坂での肥後蔵米500石を買い付けようとしている。注文を受けた車屋五兵衛は堂島の米市場へ注文を廻し、価格が折り合うタイミングをはかっている。

また、内田佐七家文書のなかには大坂と兵庫の間屋の連名で作成された手板もあ

る。大坂の間屋の代理を兵庫の間屋がつとめることもあったようである。このような事例から、大坂の商人も兵庫の商人も、廻船が両者の間を行き来しながら積荷を確保していたことは十分承知していた。もちろん自らに有利な取引が成立するように希望していたとは思われる。しかし、商取引を独占することを期待していたのではなく、むしろ共存できる関係構築を重視していたと考えられる。

ただし、岡本屋の「客船当座帳」などには兵庫から大坂への瀬取賃が計上されるケースは少なく、むしろ大坂から兵庫への瀬取賃が計上されることが多いので、実際の荷役は兵庫で行われていた場合が多いと考えられる。大坂は何でも調達でき、情報・金融のターミナルになる便利な湊であった。しかし、何でも調達できるというメリットは荷役に時間を要するというデメリットと表裏であった。湊の水深不足の問題とあわせて、大坂での取引・荷役が廻船に必ずしも好まれないという事態を招いていたという面がある。

兵庫の諸問屋は1780年（安永9年）困窮しているために南鐮二朱銀の拝借を願い出た。その時、兵庫の湊としての由緒を述べているが、「兵庫津ハ往古ハ諸国廻船入津荷物引請売買仕候湊」であったため「鎌倉將軍家之御代貞応二未年三月諸廻船海上之船法」が定められ、「京都室町將軍家御治世之時ハ兵庫入船之諸商内売買相場ヲ以諸国目当ニ仕候由緒書ニも出有之候湊」であると、その古い歴史を主張している。「往古ハ泉州堺ハ兵庫津迄之内ニ問屋商売仕候浦ハ無之」のところ「大坂表次第繁昌之津ニ相成、兵庫津問屋商内も御停止物多ク相成諸事差控」と、もとは大坂湾では堺

と兵庫が湊であったのが、江戸時代以降に大坂が繁昌し立場が逆転して大坂が優先され兵庫が制約を受けるようになったというのである。さらに灘あたりの酒積がさかんになったときには大坂・兵庫の間ではこの2つの湊以外での問屋商売が禁止され、その後も灘・西宮と争論が繰り返されたが灘での問屋商売が禁止され、株仲間公認に至った経緯を主張している<sup>(53)</sup>。兵庫の間屋は大坂よりも古い由緒を持つことと大坂と兵庫はこの地域では特別に問屋商売が認められた湊であることを根拠として、大坂に次ぐ、あるいは大坂に並ぶ湊としての地位を確保しようとしていたと思われる。

## （2）湊の集合体としての大坂湾

これまでみてきたように、兵庫は周辺との競合関係を抱えながら大坂と並ぶ湊としての地位を得ようとしてきた。しかし、先に述べた由緒のなかでも兵庫と堺が並記されている。また、大坂町奉行阿部正藏の意見書でも内海船に対して瀬戸内での競り買いを禁止した上で必要な物品を「大坂・堺・兵庫等」で買い調えるように内海船に申し渡すことを尾張藩へ申し入れることを提案している<sup>(54)</sup>。幕府が考える大坂湾のエリアは兵庫から堺までなのである。

実際には、兵庫・大坂間には瀬取船が往来し、人の行き来もあり、荷物や書状・金銭などのやりとりが一体化して行われていたことはこれまでもみたとおりである。しかし、瀬取船が往来するのは大坂・兵庫間だけではなかった。

### 【史料19】<sup>(55)</sup>

八木忠右衛門様

八月朔日手合





一赤巻糠貳百俵  
 皆掛拾七貫匁  
 金札壹両=附七歩四厘替  
 代金札貳百七拾兩一分トメ貳百十七文  
 又金正壹両壹分一朱ト三百十貳文 口セン  
 此金札壹両貳分一朱ト百貳十五文  
 メ金札貳百七十壹兩三分壹朱ト  
 錢六百五十四文  
 此金壹朱ト三十文  
 合金貳百七十壹兩三分貳朱メ三十文  
 一四拾五貫文 堺行上荷瀬取賃貳百俵  
 但し四拾俵積九貫文がへ  
 一拾貳貫文 水揚蔵出し賃  
 壹俵=付百廿文ツ、  
 一拾貳貫文 貳ヶ月貳百俵蔵敷  
 壹ヶ月三十文ツ、  
 メ錢六拾九貫文  
 金六兩三分貳朱メ貳百五十文  
 合金札貳百七拾八兩三分ト貳百八十文  
 右荷物貳百俵分大坂北堀江五丁目北野屋仁  
 右衛門殿方へ相渡申候也

【史料 19】は岡本屋の「客船当座帳」の一部である。八木忠右衛門は多屋の廻船と思われる。八木忠右衛門は兵庫で赤巻糠 200 俵を購入して 2 か月ほど兵庫の蔵で保管していた。しかし、この糠はそのまま兵庫で廻船に積み入れられず、堺まで瀬取船で送りそこで積み込まれている。さらにこの糠の代金と荷役にとともなう諸経費の合計 278 両余は大坂の北野屋仁右衛門へ渡されている。

1861 年（文久元年）6 月に上方に航海した瀧田家の栄周丸の荷物の動きを、積荷を買い入れた「万買仕切帳」<sup>(56)</sup>と運賃積の

記録「栄周丸儀三郎船荷物積入手板」<sup>(57)</sup>を中心に追ってみる。

【表 7a】は「万買仕切帳」の記載をまとめたものである。播磨屋万一郎から糠 1500 俵、兵庫の岡本徳兵衛・播磨屋万之助から錢、岡本徳兵衛と堺の和泉屋佐兵衛から青蕈 1377 束、紀伊日方・名高で 3 軒の商人から傘 192 籠と晒葉 120 箇を買い入れている。この内干賀屋平助とは初めての取引であったらしく、干賀屋からは次のような書状が出されている。

【史料 20】<sup>(58)</sup>

大暑之節=御座候所、已来益御清安=御入可被成珍重之御儀=奉存候、然ハ先日者初メ而之御入来被成下難有仕合=奉存候、扱其御注文沢山=被仰聞是又忝奉存候、右=付其節廿三四日迄=荷物調候様との義承ち致居候所、其後賄衆様又々下店へ御入来被下、何分廿日歟廿一日迄=荷物調置候様被仰聞、承ち仕候=付早速荷造致置有之候、何時=而も御積入可被下候様御頼上候、然ル処からかさ之義=付先達而百箇御注文被仰聞候得共、何かたも職方之義=付荷数調堅ク、併七八十箇ハ調置有之候、右=付而ハ直段之所当時貳百廿五六匁位イ=夫々々職方へ注文指入有之候、何分右様=而御心得置可被下候、跡廿箇程ハ爰三四日之内ならでハ出来兼候得共、右之通=而荷数御間合セ可被下候様御頼申上候、此度ハ初メ而之御入来=付下店=も実以無口錢、さらし葉之所も荷物ハ誠=大極上々色好御下り之節御一覽可被下候、右之品も江戸大坂夫々々注文来り、山方大井=高直申居候、貴家様之御注文も実以調兼候位イ=候得共、下地之山方仕入致居候間、先三百貫迄者積入方可仕候得共、前直段=而ハ跡御注文ハ

表 7a 文久元年栄周丸「万貫仕切帳」にみる買積荷物

取引相手場所	取引相手	積荷	備考
摂津大坂	播磨屋万一郎	天ハリ糠 1500 俵	堺瀬取賃計上／万屋政吉手板料計上
摂津兵庫	岡本徳兵衛	武蔵七嶋青蕈 442 束	
		銅銭 680 貫目	
	播磨屋万之助	並銭 870 両 500 匁	
和泉堺	和泉屋佐兵衛	御産物青蕈 515 束	
		田深青蕈 420 束	岡本屋徳兵衛經由
紀伊日方	笠屋林兵衛	四十間傘 76 籠	傘 16 籠は日方備前屋勇助より
		晒葉 70 丸	
紀伊名高	干賀屋平助	晒葉 50 箇	
		四十間傘 96 籠	
	岩井屋定兵衛	四十間傘 20 籠	

調兼候様ニも被存候、何分からかさ之所ハ不悪御承引被遊可被下候、御下り之節万々御咄し可申上候

一前文之七十八箇丈ケハ式百廿三匁替ニ而指上可申候、乍併御約定ハ式百廿目ノ三匁迄ト申上置有之候得共、右之直段之所御承引被遊可被下候、又々跡廿箇之処ハ式百廿五六匁ならでハ調兼申候、御引合ニ相成候得者早速御申越可被下候、御下り迄ニ調置可申候

一さらし葉之所も三百貫丈ケハ前申上候通り五匁五分がヘニ而色好物積入方可仕候、跡御注文被仰聞候バ三百貫程山方仕入先ノ荷物着致有之ニ付、直段之処式分がヘ程御直シ被成下候バ調可申候、何分両様共此書状着御申越可被下候

一御手船ハ弥廿一日頃ニ御下りニ相成候哉一応御尋上候、又々御地ニ而御懸合振延引ニ相成候得者金子之所冷水浦播磨屋ニ而請取候哉、此儀も御尋申上度候、早々御申越可被下候、先ハ依之御返書相待居候、艸々

六月十八日 ほか屋平助店㊤  
瀧田儀三郎様

参人々御中

尚々本文之通り早々何歟御返事可被成下候、金子所も是又御尋申上候、此度ハ初メ而事ニ付一働キ致候積リニ御座候

【史料20】によれば、瀧田儀三郎が直々に干賀屋平助方に出向き、傘と晒葉を注文したところ、どちらも注文の数の積荷を瀧田儀三郎側が求めている価格で調達することが困難な状況だったようである。しかし、初めての取引ということもあり干賀屋平助側も瀧田儀三郎側の要望を満たすように尽力し、今後の取引での価格調整を希望している。新規に取引をするにあたり、瀧田儀三郎と干賀屋平助の緊張関係が伝わるような書状である。互いにどの位の取引ができる相手であるのか、信頼が置ける相手であるのか、直接確かめながら取引を行っていることがわかる。

これらの買積荷物の青蕈・傘・晒葉の大

部分は江戸の大坂屋伝兵衛に、傘のうち30籠だけが浦賀の松崎屋与兵衛に売却されている。銭は江戸の松本文兵衛に売却したようである。

【表 7b】は「栄周丸儀三郎船荷物積入手板」をまとめたものである。もぐさや石のほか伊賀屋吉兵衛・姫路屋久三郎から大量のすり鉢を積み入れ、江戸の瀬戸物問屋らに運んでいる。伊賀屋吉兵衛らの場所は史料からは判明しないが、すり鉢は堺の特産品である。【表 7a】【表 7b】両方に登場する天ハリ印糠は、「万買仕切帳」では堺への瀬取賃が計上されている。これらのことからすり鉢は堺で積み込まれた可能性が高い。各文書の日付などからこの航海での栄周丸は、登りの航海の途中で冷水に立ち寄り傘などの調達に目途を付けた上で、兵庫で青蕨など、堺で大坂から輸送してきた糠やすり鉢などを積み入れ、下りの航海

の途中で再度冷水に寄港して傘の積入れ、代金の支払いを行ったと思われる。

この栄周丸の航海において取引方法が不明なのが天ハリ印糠である。【表 7a】にある天ハリ印糠1500俵は「万買仕切帳」に記載があり、江戸に運ばれ、大坂屋伝兵衛に900俵、植村儀兵衛に600俵売却されている。実際に栄周丸とこの両者との間の仕切状も残されている。この文書の作成のされ方は買積の取引であることを意味している。しかし、同時に【表 7b】にもあるように、手板が作成され、この手板には大坂屋伝兵衛へは送り状4通、植村儀兵衛へは送り状2通が作成されたことが記されている。「万買仕切帳」にも万屋政吉の手板料が計上されている。手板・送り状は運賃積の場合に作成される文書である。買積を示す文書と運賃積を示す文書が両方作成された事情はわからないが、買積・運賃

表 7b 文久元年栄周丸「荷物積入手板」にみる運賃積荷物

荷主本拠	荷主	商品	輸送先	荷受者
摂津大坂	播磨屋万一郎	天ハリ印糠900俵	江戸	大坂屋伝兵衛
		天ハリ印糠600俵	江戸	植村儀兵衛
	大和屋与三郎	もぐさ2筒	江戸人形町	近江屋半助
	布屋弥助	石96軒・板石20枚	江戸南新川	相模屋伊兵衛
和泉堺カ	伊賀屋吉兵衛	すり鉢50丸	江戸神田	藤田屋清右衛門
		すり鉢40丸	江戸神田	今利屋清左衛門
		すり鉢30丸	江戸本船町	長沢屋由松
		すり鉢50丸	江戸四日市	豊田屋久三郎
		すり鉢60丸	江戸坂本町	岩出屋喜兵衛
		すり鉢45丸	江戸霊岸嶋	高嶋屋藤右衛門
		すり鉢55丸	江戸霊岸嶋	三木屋武兵衛
	姫路屋久三郎	すり鉢35丸	江戸霊岸嶋	中沢屋藤兵衛
		すり鉢36丸	江戸四日市	豊田屋久三郎
		岩8俵	江戸小網町	麻屋藤之助

積の 2 種類の取引方法に単純化されない商取引、商慣行があったと推測される。

これらの事例から兵庫から堺までは、幕府が考える上方の港湾エリアというだけではなく、実際の商業活動上でも荷物や人・情報が行き来する一つのエリアであったと考えられる。和歌山以南は浦づたいの航海になるが、冷水・日方・名高などのように加工業が発達している場所は、大坂湾の港湾エリアに近接した湊として大坂湾に出入りする船との商取引が期待できたのである<sup>(59)</sup>。

1858年（安政5年）兵庫に箱館産物会所が設置されるが、会所での手続きが煩雑なこともあり、蝦夷地方面からの荷物を会所に持ち込まず近辺の湊で売却する船が増えたといわれている<sup>(60)</sup>。その際に問題となったのは、播磨の二見・室津・飾磨、和泉の佐野・貝塚・堺であった。なかでも二見は「前々より兵庫津干鯛屋共肥物積送り、彼地より播州在々百姓方へ売来候土地ニ而、肥物積船壱艘も入船いたし不申場所ニ御座候処、去々巳年より海中江波当石垣ヲ築出し新規ニ湊同様之の構致し、船繋りも出来候様相成」<sup>(61)</sup>と、湊としての整備が進み蝦夷地産の肥物を積んだ船が入港するようになったことを、兵庫の干鯛屋仲買は問題視している。この6か所だけではなく、阿波・讃岐の浦々に直売の船が入るようになったこともあわせて指摘している。この傾向は干鯛屋仲買が訴えてもかわることなく、1863年（文久3年）の願書では、「下筋船繋之場所は不及申、中国辺々阿州・淡州・讃州・播州・紀州・泉州路近辺之端浦迄も直売」<sup>(62)</sup>と、むしろ直売の船が寄港する範囲は拡大したようである。

実際の北前船の取引において、瀬戸内東

部の相場は「上方兵庫大阪堺和泉辺の相場」を参考にしながら形成され、徳島のような上方市場に近い湊で情報収集をしながら取引を展開する実態がある<sup>(63)</sup>。上方での取引のあり様は、兵庫・大坂・堺を中核の湊としながらも、その周辺の浦・湊、さらに播磨から紀州北部、淡路・阿波・讃岐という大坂湾を取り囲む地域を含めて考える必要があるだろう。

### むすびにかえて

本稿では、尾州廻船の具体的な活動のなかで尾州廻船にとっての兵庫・大坂の位置づけを試みた。買積・運賃積、さらにさまざまな物品の調達、廻船のメンテナンスなどがコンパクトな空間で行える兵庫、情報や金融のターミナル、特別な物品でも調達できる大坂と、廻船からみた場合の両者の性格づけが明らかとなった。とくに兵庫については、兵庫とその商人が内外に抱える問題を検討し、尾州廻船との関係構築の要因を探った。また、大坂と兵庫は単に従属、競合という関係ではなく、異なる性格を活かして共存関係にあったことも指摘した。

大坂湾は廻船からみればそれほど広くないエリアである。伊勢湾内にも多くの船が行き来し川を利用した物流網も形成されているのと同じように、大坂湾内も大坂か兵庫かというような「点」ではなく播磨・紀伊や淡路・阿波などを含めた「面」で考える必要があることも指摘した。

本稿では兵庫の検討を中心としたため、大坂での活動について十分に明らかにするには至らなかった。また、本文中でも触れたとおり、登りの航海についても十分検討できていない。岡本屋文書の廻船に関する

史料の分析は全体的な傾向と「客船当座帳」の部分的な紹介にとどまっている。この文書群はもっと多様な論点を示していると思われる、さらなる検討が必要である。兵庫・大坂とその周辺についても、廻船・小廻船や上荷船などの活動なども含めて、検討すべき課題は多い。

尾州廻船に関わる家に伝わった文書群は少しずつは調査が進んでいるが、まだ十分に活用できる段階には至っていない。活用できる状態まで整理を行うことが求められている。その上で、時代、地域や各船主の家・船、取引の場所・相手・商品などの実態を踏まえ、尾州廻船の具体像を描くとともに、その全体像や全国的な物流における位置づけなどを明らかにしていく必要がある。

## 注一覧

- (1) 斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、1994年）、同『海の道、川の道』（山川出版社、2003年）。
- (2) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世（神戸市、1993年）など。
- (3) 住吉丸については、日本福祉大学知多半島総合研究所編『尾張国知多郡内海内田佐七家文書目録』（1993年）を参照。
- (4) 東端戎講文書・冊142（南知多町所蔵）。
- (5) 南知多町所蔵。
- (6) 今切への航海に関しては拙稿「新たな尾州廻船研究に向けて」（『知多半島の歴史と現在』13、2005年）、熊野灘への航海に関しては『尾鷲市史』上巻（尾鷲市役所、1969年）などを参照。
- (7) 『愛知県史』資料編17近世3尾東・知多（愛知県、2010年）資料番号435。
- (8) 中村家文書家23（常滑市陶の森資料館所蔵）。この部分の翻刻は常滑市教育委員会『常滑市文化財調査報告第十七集中村家文書』に掲載されている。
- (9) 中村家文書家23。
- (10) 注（9）に同じ。
- (11) 大坂との関係については、曲田浩和「大坂登り下り船問屋と内海船」（『知多半島の歴史と現在』11、2001年）を参照。
- (12) 注（5）に同じ。
- (13) 東端戎講文書。目録は日本福祉大学知多半島総合研究所編『尾張国知多郡内海えびす講文書目録』（1991年）として刊行。戎講は内海船の仲間であり、詳細は目録及び注（1）斎藤前掲書などを参照。東端戎講文書に含まれる評儀留としては、「蛭子講参会之覚」（冊1）、「戎講諸事控」（冊7）、「他国出ス書状之写并ニ評儀留」（冊17）、「年々記録留」（冊74）の4点がある。
- (14) 大坂における運賃積に関しては、拙稿「戎講の成立と展開 19世紀前半までを中心に」（『知多半島の歴史と現在』19、2015年）参照。
- (15) 日比平七家文書1-395-1（南知多町所蔵）。
- (16) 瀧田金左衛門家文書16-45-2-6（常滑市所蔵）。以下、瀧田家文書と略記する。
- (17) 兵庫津の概要については『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世（注（2））参照。
- (18) 『神戸市文献史料』5（神戸市教育委員会、1983年）pp. 187-190。
- (19) 『神戸市史』資料編2（覆刻版、名著出版、1971年）pp. 445-460。
- (20) 「村高地子高町数家数人数船数諸株小物成覚書」（『神戸市史』資料2、p207・209）、「兵庫津中明細録」（同前、pp. 369-370）。

- (21) 「諸事取締定書帳」(『神戸市史』資料 2、pp. 461-465)。
- (22) 『神戸市史』資料 2、pp. 655-658。
- (23) 「日記(諸問屋会所)」(『神戸市史文献史料』26、pp. 53-55ほか)。
- (24) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、pp. 493-494。
- (25) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、pp. 710-712。
- (26) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、pp. 710-711。
- (27) 「諸問屋仲間日記」(『神戸市史』資料 2、pp. 548-552)。
- (28) 「大坂東御番所様江差上候御請書之写」(『神戸市文献史料』5、pp. 198-203)。
- (29) 「諸問屋仲間日記」(『神戸市史』資料 2、p487)。
- (30) 「諸問屋仲間日記」(『神戸市史』資料 2、p492)。
- (31) 「諸事取締定書帳」(『神戸市史』資料 2、pp. 463-464)。
- (32) 「諸問屋仲間日記」(『神戸市史』資料 2、pp. 558-559)。
- (33) 「諸問屋仲間日記」(『神戸市史』資料 2、pp. 560-561)。
- (34) 東端戎講文書・状297。
- (35) 東端戎講文書・状284。
- (36) 岡本屋と岡本屋文書については、神戸市文書館HP掲載の収蔵資料紹介を参照。
- (37) 岡本屋文書目録番号63~70。一部は『愛知県史』資料編17近世3尾東・知多に掲載(資料番号431)。
- (38) 岡本屋文書目録番号85。
- (39) 南知多町所蔵。
- (40) 内田佐七家文書本家676。
- (41) 「津々浦々商法記」については、2000年の知多半島総合研究所歴史・民俗部研究集会で紹介、分析したことがある。その時点では岡本屋文書の「船手調法記」の存在は把握しておらず、これも含めて改めて検討したいと考えている。
- (42) 岡本屋文書目録番号73~75・77・79。
- (43) 岡本屋文書目録番号73。
- (44) 岡本屋文書目録番号73。
- (45) 岡本屋文書目録番号73。
- (46) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、p285。
- (47) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、p285。関連史料は『神戸市史』資料2、p79ほかに掲載。
- (48) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、pp. 476-477。
- (49) 注(14)拙稿。
- (50) 瀧田家文書24-11-8-2。
- (51) 瀧田家文書24-11-8-6。
- (52) 日比平七家文書1-9。
- (53) 「南鐙銀拝借願書」(『神戸市史』資料1、pp. 519-520)。
- (54) 「諸色取締方之儀=付奉伺候書付」(『大阪市史』5)。
- (55) 岡本屋文書目録番号73。
- (56) 瀧田家文書21-5。
- (57) 瀧田家文書4-23-14。
- (58) 瀧田家文書4-23-4-8。
- (59) 伊勢湾から黒江への木地荷物の運送については、注(11)曲田浩和論文に触れている。
- (60) 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、p714。
- (61) 「干鯛屋中より他浦へ松前物直売差止歎願書」(『神戸市史文献史料』26、p149)。

- (62) 「干鯛屋仲間日記」(『神戸市史』資料  
2、p710)。
- (63) 拙稿「北前船の情報世界」(斎藤善之  
編『新しい近世史』3、新人物往来社、  
1996年)。